化学兵器禁止条約の権利義務構造 -履行確保の観点からのレジームの考察*-

西 村 美 香**

Summary

Concepts such as "régime" and "international control" were often employed in the past in discussing multilateral treaties on environment or human rights. But they are currently also applied to a major disarmament treaty that came into force in 1997: the Convention on the Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons and on their Destruction. "Régime" is an autonomous legal order that a multilateral treaty establishes for the pursuit of common interest. Being autonomous, it restricts the application of general international law in its operation. Its compliance mechanism plays the role of "international control", which is meant to ensure the respect of objective obligations, as opposed to subjective obligations in classical legal relationships. Describing a disarmament treaty in these terms, however, is a radical departure from a standard analysis of disarmament or arms control treaties. Therefore, the present article examines the rights and obligations under the Chemical Weapons Convention, and finds out whether these observations that distinguish this Convention so sharply from traditional disarmament treaties are founded.

The traditional disarmament treaties were based on reciprocity, and established subjective rights and obligations. No organ was competent to make partial, legal evaluations. In the event of a breach, the parties to these treaties could exercise their right to retaliate, that they enjoyed under general international law.

The provisions, the practice as well as the drafting history of the Chemical Weapons Convention reveal that such is not the case for this Convention. Its compliance mechanism is clearly intended to ensure the respect of objective obligations, ultimately so that the common interest of the Convention will be served. The competence attributed to the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons and the procedural rules for the challenge inspections are the evidence of this. As to the practice under the Convention, the problem of Russian chemical weapons stockpile, the issue of non-compliance with the declaration obligations, and the question of "low concentration" are discussed.

Nevertheless, the Chemical Weapons Convention is not a pure product of common interest. Therefore, if a breach of this Convention entails an important injury to a particular

^{*} 本稿の執筆にあたって二名の匿名査読者から有益なコメントを頂いたことに感謝したい。またあらゆる援助を惜しまれなかった岩沢雄司・小寺彰両教授にも謝意を表する。なお本稿は2001年1月に脱稿したものに若干の修正を加えたものであり、平成十二年度の科学研究費補助金による成果の一部である。

^{**} 東京大学大学院総合文化研究科 博士課程

State, as well as to the common interest of the Convention, such a State may exercise its right to retaliate, when certain conditions are fulfilled. This interference of general international law in the operation of the Convention signifies that the regime is not without limitations. These limitations are justified by the parallel existence of two kinds of interests, individual and common interests.

第1章 序

第1節 検討の視点

1. 現代国際法が伝統的国際法と非常に異なる特 徴を有することは、既に多くの学者により指摘さ れてきた」。これらの指摘によれば、伝統的国際法 は双務的・相互的な権利義務関係を基盤として成 立していた。つまり国際法は、「二国間の法的関 係の上に、また法的責任における内在的に二国間 的な性質の上に、成立して」いた²。したがって、 義務違反や権利の主張は、特定国との関係におい てのみ問題とされた。伝統的国際法において支配 的なこの特徴は、主観的な(subjective)権利義 務関係と呼ばれる。これに対して、国家の相互依 存関係が深まる中で、各国に共通する利益が認識 されるようになった現代の国際法には、二国間関 係に限定されない、不特定多数に対して発生する、 その意味で主観的な権利義務ではない法的関係が ある。客観化された (objective) 権利義務である3。

この国際法の新しい特徴を具体的に示すのが、 共通利益を実現するための多国間条約である。各 国共通の利益は、個別にその実現を追求するより 協力して追求する方が、効率的でありうる。その ため多くの分野で、共通利益追求の協力枠組とな る多国間条約が締結されるようになった。。

(1) レジーム

これらの多国間条約には、条約の目指す明示または黙示の共通利益があるとともに、これを基盤とする、条約上の客観化された権利義務が存在する。そして多国間条約の多くは、一般国際法の適用を制限した自律的秩序を形成する。自律的秩序とは、主観的権利義務関係を基盤に発達した一般国際法とは異なる秩序である。このことに着目して、一定の多国間条約体制を「レジーム」と称すること

がある。従来、レジームあるいは国際レジームと いう用語は、特定領域に関する条約体制について 使用されてきた。しかし近年では、特定地域に関 する条約体制という限定は用いられなくなりつつ ある。むしろ地理的ではない一定の特徴を備えた 自律的な条約秩序をレジームと呼ぶことが多くなっ た。例えば Schachter は、レジームとは「特定分 野での国家の活動を規制する協調的制度を設立す る条約で...これらの条約には通常、目的や原則が 定められているが、その運用は加盟国の構成する 内部機関の決定によってなされる。...これらの条 約上の仕組みはしばしばレジームといわれるが、 それ[レジームという名称]によって制度的な性質 及び継続的な規制機能を強調して」いるのだとい う10。レジームのどの特徴を強調するかは論者に よって異なる。しかし共通しているのは、レジー ムは一般国際法とは異なる性質の規範や義務を有 しているという認識であるい。そしてそのために、 一般国際法の適用が制限されるという意味での自 律性がうまれると考えられている12。 自律性との 関係で問題とされるのは、所与のレジームにおい てなぜ一般国際法上許容される行為が禁止され、 一般国際法では問題とされなかった行為が問題と されるか、さらには、どの程度一般国際法の適用 が制限されているかであるい。

(2) 国際コントロール

多くの多国間条約体制には、締約国の義務履行を確保するための手続や制度が備わっている。多国間条約を締結する理由は共通利益の追求であった。したがって、条約の履行確保制度の目的も、個別国家の主観的権利・個別利益の保護ではなく、当該多国間条約の客観化された義務の実現と、そのための秩序自体の維持であるといわれる。このように、主観的権利義務関係・私法的関係¹⁴の保護・実現でなく、客観化された義務や公法的秩序の保護・実現を目的とする履行確保制度を、国際

コントロールという¹⁵。共通利益の効率的な追求を目的として締結される多国間条約が、国際コントロールという概念の成立を促したといえる¹⁶。 国際コントロールは、具体的には、条約義務に関連する事実を確認し、確認された事実の法的評価を行い、違反がある場合にはこれを是正するという三つの要素を含む¹⁷。

- 2.かくして、人権・経済・環境といった分野の 多国間条約が創設する秩序について、おおむね以 下のような特徴が指摘されている。
 - (1) 紛争解決とは区別された国際コントロール と呼ばれる多様な手法が、履行確保のために用 いられる 18 。
 - (2) 国際コントロール機能を有する条約上の機関の創設により、これらの条約では、条約の義務内容を一義的に確定するという意味での客観性¹⁸が増大した。
 - (3) これらの条約には、二国間関係に限定されないという意味での客観化された義務が存在する²⁰。
 - (4) 受け入れやすい規定とするため義務の詳細を定めないことも多く、その結果国際コントロールによって義務内容が確定していくという義務の動態性が生まれる²¹。
 - (5) レジームとしての条約秩序、つまり条約秩序と一般国際法秩序との関係が問題となる²²。この問題が最も顕著な場面は違反への対処、すなわち国際コントロールが問題となる場面での、両者の関係である。

第2節 問題の所在

本稿で検討するのは、1993年に採択され1997年に発効した化学兵器禁止条約(以下、CWC)である²³。CWCの特徴は、以下に列挙するように、これまで軍縮・軍備管理条約²⁴についていわれてきたことと比較すると、革新的である。

第一に伝統的理解では、軍縮条約は、たとえそれが多国間条約であっても、相互性を基礎とした双務的契約と位置づけられてきた²⁵。そして、条約が秩序といえるような体制を形成するとは、全く考えられていなかった。つまり、この種の条約

では、上述のように定義した国際コントロールやレジームを議論する余地はないことになる。なぜなら、相互性を特徴とする条約は、主観的権利義務を設定する条約である。そのため、客観化された義務の存在を前提とした、国際コントロールあるいはレジームとは、相容れないからである。ところがCWCは、双務的義務ではない多国間の表されば、双務的義務ではない多国間の表といわれるを、また、客観化された義務を基礎としたCWCが、主観的権利義務関係を処理するとしたCWCが、主観的権利義務関係を処理するとしたCWCが、主観的権利義務関係を処理するとしたCWCが、主観的権利義務関係を処理するといわれるが、また、客観化された義務を基礎としたCWCが、主観的権利義務関係を処理するといわれるが、また、という検討も行なわれているがよれば、CWCの履行確保手続に国際コントロールの機能があるかという問題にほかならない。

これに関連して第二に、伝統的には、軍縮条約 において個別利益を優先するか、条約全体の共通 利益を優先するかという問題に対して、極めて明 快な答えが存在した。各国の個別の安全という個 別利益に絶対的な優先順位が与えられていたので ある。したがって、伝統的見解では、個別か全体 かという「利益の区別は...実際には相対化して考 えねばならない」28。つまり、利益の性質の区別が 制度理解にとって決定的役割を果たすとは考えら れていない。だとすれば、CWCの履行確保制度 を共通利益のための国際コントロールと位置づけ たり、条約をレジームと考えたりすることは、ナ ンセンスということになる。ところが CWC では、 この条約の存立基盤が、個別利益には還元できな い何らかの共通利益であるといわれる。CWC締 結によって各国が追求するのは、個別の安全でな く、すべての締約国に共通の安全であり、これが 条約の根幹をなす共通利益だというのである20。 さらに、条約の権利義務の構造を理解する上で、 共通利益は重要な要素であると考えられている。 そして条約の履行確保制度は、上述の意味での国 際コントロールと位置づけられている30。

第三に伝統的には、一般国際法のルールが軍縮 条約にも当然に適用されると考えられていた³¹。 したがってCWCを伝統的な軍縮条約と考えるの であれば、例えば条約違反に対して、一般国際法 上の権利あるいは自由を根拠として、被害国が違 反国に対する報復的措置(retaliation)をとれることになる⁸²。その場合、CWCがレジームであるという位置づけはできない。

違反に対してとれる諸措置に関する議論には若 干用語の混乱が見られるが、以下のような整理が 可能であろう。伝統的な軍縮条約の議論では厳密 には、報復 (retorsion) と復仇 (reprisal)・対抗 措置(countermeasure)の両方を含む、報復的 措置 (retaliation, retaliatory measure) 33 が議論 されている。報復とはある国家の違法行為に対し て、違法ではないが非友好的行為で報いることで あり、一般国際法上自由にとれる行為といえる。 これに対して復仇・対抗措置とは、ある国家の違 法行為に対して違法行為で報いることである¾。 対抗措置について、国際法委員会(以下ILC)の 国家責任に関する暫定条文草案は、「他国に対す る国の義務に一致しない当該国の行為の違法性は、 この行為が他国に対する対抗措置を構成する場合 その範囲において、阻却される」と説明してい る35。

この点CWCにおいては、このような一般国際 法の適用が大きく制限されているという見解があ る。例えば、CWCに関して、「このような性質の 条約レジームにおいては、対抗措置の発動を妨げ る方に作用する、強い原則」を主張できるはずだ という見解がある36。また必ずしも一般国際法の 制限という表現を用いていないが、管轄権に関す る一般国際法のルール適用の制限37や、条約法適 用の制限38に相当する法的効果が、指摘あるいは 示唆されている。一般国際法の適用が制限される ことの根拠は、必ずしも明文の規定でない点に注 意せねばならない。単に「特別法は一般法を破る」 という原則から制限が導かれているのではなく、 条約体制が全体として目指す目的、そのための権 利義務構造自体から、これらの結論が導かれてい 30

第四に、伝統的には軍縮条約が国家の安全という重大事項にかかわるために、適用の過程で義務内容を次第に確定するという条約のあり方はありえないといわれた。例えば、人権・環境の分野の条約ば軍縮条約と比べると、「その内容がもっと曖昧で、より抽象的かつ一般的に定義された義務

に関するものであって、これは厳密かつ限定的な形で固定された義務というより、ある種の基準である。『コントロール』に付随するこの柔軟性は[これらの条約の]内容の柔軟さと開放的性質には適している」、しかし「この種のことは軍縮条約にはない」とされる³³。言いかえれば、軍縮分野には条約の共通目標実現のための動態性を備えた国際コントロールはありえないということになる。しかしこれとは対照的にCWCでは、コントロール機関が履行確保の機能を果たすと同時に、条約規範の「創設的機能」を有するとされている⁴。例えばMyjerは、OPCWがルールの明確化を通じて発揮するこの機能が、単なる条文解釈を超えた、「法の形成」を意味すると明言する。⁴1

以上をまとめると、伝統的には、軍縮条約全体に共通するのは国家の安全、中でも個別国家ごとにとらえられる安全であるとされていたな。「軍縮を支配する論理は安全」であるなさ考えられたわけである。そのため、CWCをこの従来の軍縮条約の延長線上に位置づける場合、CWCのレジームの側面やその履行確保の国際コントロールとしての性質は、否定されるか、あるいはそもそも検討されないことになる。CWCを従来の軍縮条約の分析枠組でとらえられる条約と考えるか、・・・軍縮・法の構造が示されている[強調原書]」とみるかが、CWCの権利義務構造について非常に異なる説明が可能なのである。

この説明の差異に留意しつつ、CWCの権利義 務構造を明らかにすることを目的として、本稿は まず軍縮条約に対する伝統的見解を確認する(第 2章)。その上でCWCの履行確保制度諸規定を概 観し、1993年の条約採択以降の履行確保に関連す る実行を追うことで、CWCの特徴を検討する (第3章)。最後に第2章の示唆する諸特徴の中で、 CWCの権利義務構造を理解するのに特に有用と 思われるレジームとしてのCWCとその限界について考察する(第4章)。

第2章 軍縮条約に関する伝統的 な議論

CWCがこれまでの軍縮条約と異なるユニークな特徴を有するかどうかを検証するためには、まずCWC以前の軍縮条約に関する学説に基づいて、これらの条約の特徴を整理する必要がある。伝統的に軍縮条約は、他の分野の条約とは異なる特殊な条約と位置づけられてきた。そこで本章では、このような位置づけの主要な特徴を、規制対象である安全保障の政治性(第1節)、その法的帰結(第2節)の二点から確認する。

第1節 安全保障という規制対象に由来 する政治性

軍縮条約によって各国が保護しようとする利益は、自らの安全あるいは自国の安全保障であるといわれている。そして安全保障は国家の存亡に直結するため、軍縮条約は「高度に政治的」であるといわれる⁴⁵。条約が政治的であるということの具体的帰結は、以下のとおりである。

1. 法的でないという意味での「政治的」条約

「政治的」条約とは、極端な場合には、条約が 厳密な権利義務として構成されていないこと、対 象が法の領域に属さないことを意味している。

伝統的には、軍縮条約において国家が合意しているのは、条約締結時の相互的な軍事上の均衡であって、規定を義務として厳密に履行することではないといわれた。例えば、よく知られているように、戦間期の海軍軍縮条約は、海軍大国間の海軍力均衡を目的とした条約であった⁴⁶。実際に1922年ワシントン海軍軍縮条約では、ある締約国が参戦した結果、海軍力による国家安全の防衛に影響があると考える場合、当該締約国は条約上の軍縮義務を停止できた。その場合、他の締約国も同様に義務を停止できた(22条)。また1930年ロンドン海軍軍縮条約では、条約非当事国の海軍増強が自国の安全に影響する場合に、他の締約国への通知を条件に、条約義務の上限を超えて建艦できるとされた(21条)。

これらの海軍軍縮条約は、条約締結時の状況を 考慮して一時的に達成された均衡に関する合意で あった。したがって、条約の基礎となっている一 定の均衡が存在しなくなると、その均衡を維持す るための手段であった条約規定の厳守には意味が なくなるし、また現実にも維持できない47。その ためこれらの条約は、条約の外在的状況の変化を 理由に条約上の義務が変更されることを容認し た48。すなわち、前提としていた軍事的・技術的・ 政治的均衡が変化すると、実体的にも手続的にも 何ら制約を課されることなく、締約国は一方的に 義務を変更できる。この意味で、つまり規定の厳 格な遵守による客観的な行動規制という機能を求 められていないという意味で、軍縮条約は通常の 条約と異なるとされた49。軍縮条約の締約国は、 行動の選択の余地を残して、撤回可能な範囲でし か自らを拘束しないのである⁵の。軍縮条約をこの ように理解する根底にあるのは、安全保障の問題 が常に法の外の問題だという認識であろう。軍縮 条約は純粋に法の領域の問題として扱えない、そ の意味で政治的な条約であるとされる。

2. 政治的要素が強く働くという意味での「政治的」 条約

軍縮条約が法的権利義務を定める条約であることを承認しながら、なおこの分野の条約を政治的な条約と考える見解もある。権利義務として認識されていて、締約国の行動規制を目的とした軍縮条約においても、実体規定・手続規定の双方の要件をみたせば、なお容易に条約上の義務を放棄できるからである。これに起因する条約の不安定性が、他の分野にない政治性であるとされる「軍縮条約をこのように理解する根拠の一つとして、戦後の一連の軍縮条約の脱退条項があげられる。

ほとんどの軍縮条約には「締約国は、条約の対象である事項に関係する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使して条約から脱退する権利を有する」という規定がある。この規定では、他の締約国や国際連合安全保障理事会に対する3ヶ月前・6ヶ月前といった事前の通知(3ヶ月の例としてINF条約核実験禁止条約4条、6ヶ月の例としてINF条約

15条2項)や、自国の至高の利益を危うくする異常事態の内容の記載といった手続要件が課されている(例として生物兵器禁止条約13条2項)。つまり戦間期の海軍軍縮条約において、実体的にも手続的にもほぼ無制約な義務の変更が可能であったのに対して、これらの条約では脱退事由が制限され、脱退手続が定められている。実際に、脱退条項を最初に挿入した部分的核実験禁止条約では、恣意的な脱退を制限する趣旨で本条項が挿入された5%。

脱退規定の挿入のこのような趣旨にもかかわらず、軍縮条約がなお政治的な条約といわれるのは、脱退規定が、実際の場面では、脱退事由決定の大幅な裁量を締約国に許す形で機能しえて⁵⁸、安定した規制として機能しないと危惧される⁵⁴からである。軍縮条約では「事情変更の原則」が特に強く働く⁵⁵、軍縮条約の解釈においてはウィーン条約法条約の解釈原則をそのまま用いることはできない⁵⁶、脱退条項により軍縮条約の拘束力は弱められている⁵⁷、といわれることがある。締約国の行動規制を目指しながら、適用においてなお裁量の幅を認めざるをえないという政治的側面が、軍縮条約にはあるからである。

以上、伝統的な理解によると、軍縮条約は、極端な場合には行動規制の法規範として構成されていない。仮にそこまでいかずとも、軍縮条約においては大きな制約はなく義務を放棄することが可能である。そしてこれらの「政治的」特徴の根本的原因は、安全保障という条約の規制対象の性質に求められている。

第2節 軍縮条約の法的特徴

軍縮条約が安全保障を規制対象とする特殊な条約である⁵⁸ということの意味を、法的観点から整理するならば、以下の四点を条約の特徴ということができる。

1. 相互的あるいは主観的な権利義務

- 客観化された義務の欠如

相互性(reciprocity)とは、「受け取る分に応じて与える」あるいは「複数の当事者の各々の取

り分の間に均衡を成立させる」ような交換である⁵⁰。軍縮条約の保護法益が均衡維持を通じた自 国の安全であると考えると、軍縮条約はまさに相 手国が軍縮に応じる分だけ自らも軍縮を行うとい う、強い相互性に支配された条約といえる。その 結果、規定される権利義務も、主観的権利義務と しての性質を強く示すことになる。

このことは違反への対応、つまり条約適用の場面においてもはっきりと現れる。相互性を基礎とする条約の違反によって、自らの利益を侵害される締約国には、二つの選択肢がある。一つは、当該条約違反を停止させて、条約が確保しようとした均衡を回復するという対応である。しかし均衡回復という同じ目的のために、何らかの形で自らも義務履行を停止することも、同様に許容される。前者は履行回復のための圧力となる措置をとることを意味する。これに対して後者は、言ってみれば、問題の当事国間の関係を、条約の存在する以前の法的関係に戻してしまうことを意味する。

また軍縮条約においては、明示の脱退規定に従っ た脱退だけでなく、相手国の違反の際には、明示 の脱退条項手続に従わない脱退60、条約法条約に 従った条約義務の終了・停止61、対抗措置62などが 広く許容されるといわれる。このような措置は多 国間条約において、関与国二カ国以外の締約国と の法的関係を同時に変化させるし、事実上も条約 秩序全体を崩壊へ導く可能性をはらんでいる。 しかしこのような帰結は、伝統的にはこれらの義 務が相互的義務だからという説明のもとに許容さ れるか、あるいは全く問題とされていない。つま り軍縮条約の義務は、多国間条約内で不特定多数 に対して負う客観化された義務とは考えられてい ない。多国間条約においても、個別の関係におい てのみ意味をもつ主観的義務ととらえられてい 3 64 a

違反国の履行回復を目的とした措置だけでなく、 単なる負の均衡回復を目的とした各種の措置が幅 広く認められることは、軍縮条約において各国が 守ろうとする利益が、相互性にのっとった主観的 な性質の利益であることを反映している⁶⁵。

2. 条約全体の利益に優先する個別利益

- 共通利益の欠如

軍縮条約が安全保障に関連する特殊な条約であるということの意味は、条約が保護・実現しようとする利益という観点からも確認することができる。

伝統的には軍縮条約の締約国が実現しようとする安全・安全保障は、個別利益としてしか把握できないと考えられていた。したがって、条約全体の利益あるいは共通利益は観念できない。 仮にできたとしても、それと各国の個別利益が容易に乖離しうるので、締約国すべてにとっての安全の向上といった漠然とした共通の利益は、条約が最優先して実現しようとする利益ではないということになる。

条約が守られること自体は、すべての条約締約 国にとって望ましいことには違いない。しかしこ のことは、二国間条約を締結した以上その履行が 双方の利益であるということと何ら変わらず、伝 統的な軍縮条約の下で、履行を通じた何らかの共 通目標の積極的な達成が目指されていたことを示 すものではない。

3. 義務の解釈における裁量

- 義務内容の一義的な確定の手段の欠如

共通利益という認識が乏しく、また(1)で検討したように、条約内の不特定多数に対して負う客観化された義務という認識もない軍縮条約においては、義務内容の一義的な確定という意味の客観性も必要ではない。必要でないだけでなく、国家存亡にとって死活的重要性を有するような、利益の侵害の有無の判断を他者に委ねることに対して、国家は強い反発を示してきた⁶⁶。このことを反映して、軍縮条約の多くは、確認した事実を法的にいかに評価し、条約違反にどう対応するかに関する具体的規定をほとんどもたない⁶⁷。つまり、多くの条約では、何らかの問題が発生した場合、義務の解釈は問題に関係する二カ国の判断に委ねられる⁶⁸。

4. 一般国際法との関係

- レジームの欠如

伝統的に軍縮条約と一般国際法の関係がどのよ うにとらえられていたかは、脱退の権利に関する 議論にはっきりと表れている。軍縮条約では、相 手国の違反に対する典型的な反応として、脱退規 定に基づく脱退がありうる。しかし伝統的には、 違反への対応として、このような脱退とともに、 一般国際法上各国が個別にとれる措置があるとい われた。Sur は軍縮条約において「被害国が利益 を保護するためとれる措置には、一般国際法を根 拠とするものと、各条約を根拠とするもの」の二 種類があると明確に述べている™。繰り返しにな るが、伝統的には、軍縮条約において相手国が条 約に違反した場合、脱退規定に基づく脱退のほか、 条約法に基づく条約義務の終了・停止、対抗措置 などが、広く許容されるといわれた。つまり、伝 統的な軍縮条約では、特別法である条約を締結し ながら、その違反に対しては一般国際法上の諸ルー ルの適用が認められている。その意味で、軍縮条 約は自律的秩序とは全く考えられていない。

ある締約国による違法行為を受けて、他の締約 国が脱退規定に基づいて条約から脱退する場合、 脱退は違法行為への対応であるが、それ自体違法 行為ではない。したがって、伝統的な検討の対象 は、対抗措置よりも広く、報復的措置全般である と思われる。報復的措置をとる側にとって重要な のは、自らの立場を不利にする行為に出た相手国 に対して何らかの措置をとる自由である。軍縮条 約は一般国際法上のこの自由又は権利を制限する とは考えられていない。

このような見解に従うと、軍縮条約では、条約の締結後も一般国際法に由来する各国の権利がそのまま無制約に存続していることになる。第2節(1)で確認した、主観的な権利義務を基礎とする相互性という軍縮条約の特徴は、一般国際法秩序にも強く見られる特徴である。そこで、一般国際法と類似の権利義務関係を規律する軍縮条約において、一般国際法の諸ルールを排除又は制限する必要はなかった。

小括

以上から、伝統的な軍縮条約に関する議論をま とめる。

伝統的な軍縮条約は、相互性と、主観的な権利 義務関係によって特徴づけられている。違反への 対応として履行回復を目的とする措置だけでなく、 単なる均衡回復の措置も許容される。条約全体の 利益や共通利益という意識は希薄で、最も重視さ れているのは、あくまでも各国単位の安全保障と いう個別利益である。条約上の義務が客観化され た義務と考えられていなかったことは、条約の対 象が国家の存亡にかかわる重要事項であることと 相まって、義務違反を一義的に確定する機関や制 度が作られない理由であった。さらに、レジーム の存在基盤となる共通利益がない以上、当然なが ら条約秩序自体を維持する必要性も、条約体制独 自の秩序維持メカニズムを考案する必要性もない。 主観的な権利義務を中心に発展してきた一般国際 法上の諸ルールがこの種の条約にも適しており、 したがって、一般国際法に由来する報復的措置の 権利及び自由は、条約上も存続する。一般国際法 の適用を制限する積極的な理由はない。

軍縮条約に関する伝統的議論においては、軍縮 条約の履行確保のための現地査察等の事実確認手 段に言及する際に、検証 (verification) やコント ロールという用語を用いることがある。しかし、 以上の議論からは、伝統的な軍縮条約における検 証は、国際コントロールとは異質の概念であると 結論される。前者はあくまでも個別国家が自国の 安全という個別利益を尺度として設定する仕組み である。検証には、抑止効果が期待されていると ともに、抑止に失敗する場合には、個別国家によ る対応を可能にするだけの時間的余裕をもって、 大規模な違反を摘発することが期待されている1。 これに対して、国際コントロールは、条約秩序維 持を主要な機能とする仕組みである。つまりこの 機能は、違反行為を予防することだけでなく、違 反又はその疑惑が発生した場合には秩序維持自体 の為に履行を回復すること、条約にとっての正常 な状態を回復することを含んでいる。

第3章 化学兵器禁止条約の国際コントロール

1993年に採択され1997年に発効したCWCは、 名称が示すとおり化学兵器の全面的な禁止条約で ある。「全面的」とは具体的には、化学兵器の開 発・牛産・取得・貯蔵・保有・移譲・使用にわた る、化学兵器のすべての局面での規制であり(1 条1項)、条約は老朽化した兵器や廃棄された兵器 を含む既存の兵器及び生産施設の廃棄まで義務づ けている(1条2ないし4項)。条約が設立した化学 兵器禁止機構 (Organization for the Prohibition of Chemical Weapons、以下 OPCW) は、締約国 会議(Conference of the States Parties)。執行 理事会 (Executive Council) · 技術事務局 (Technical Secretariat) の三機関から構成され る。締約国会議は全締約国が参加する機関であり (9条9項)、年に1度の通常会期を開催する(9条 11項)。これに対して、41カ国からなる執行理事 会は締約国会議よりも頻繁に会合を持つ(9条28 項)。理事会は条約の執行機関の役割を担ってい る (9条30項)。事務局は両機関を補佐する (9条 37項)。

本章の履行確保にかかわる条約規定の検討(第 1節)、実行の検討(第2節)から、CWCは、単 に相互抑止によって個別国家の安全を守ろうとす る条約としては構築されておらず、化学兵器の廃 絶に共通利益を見出す各国が、この目的達成のた めに設立した秩序であることが示される⁷²。

第1節 CWCの履行確保制度

1. 事実確認

CWCの履行確保制度の基礎となっているのは、 二種類の事実確認手段である。

第一に、あらかじめ条約で実施時期を定められた通常査察がある。CWCに加入した国家は、化学兵器に関する自国の状況を、事務局に対して申告しなければならない。そして申告内容の確認のための冒頭査察、および義務履行状況確認のための年次査察等の定期的査察(routine inspection)を受け入れる義務を負うで。

第二に、特定の締約国について疑義が発生した 場合の事実確認手段が定められている。締約国は、 条約履行に関して疑義を発生させる事項や曖昧で あり懸念を惹起する事項について、締約国間での 情報交換と協議によって解決をはかること (9条2 項)、執行理事会を仲介役に用いて説明 (clarification) を要請すること (9条3ないし7 項)、あるいは「違反の可能性に関する問題を明 らかにし解決する」目的で、特定国に対する現地 査察を要請することができる(9条8項)。締約国 は右目的のための申立査察(challenge inspection) の実施を受け入れており (9条10項)、 申立査察を拒否する権利はない。申立査察には厳 格な時間枠が定められている (VA.X¾)。 CWC は 申立査察の対象となる義務を特に限定していない が、条約の趣旨目的を損なうような重要な義務が その対象であると考えられている"。他の条約に 見られるような申立査察回数の上限™はない。ま た締約国が化学兵器を使用したという疑惑が発生 した場合にも、類似の手続による事実確認が可能 である(10条9項)。

2. 疑義の評価と対応

事実確認が行われると、明らかになった事実が 条約上の義務と合致しているかが問題となる。こ の法的評価の結果、事実が条約義務と合致してい ないと判断される場合には、何らかの是正措置を 考える必要が出てくる。

この点 CWCでは、条約が設立する機関に、コントロールのさまざまな段階での疑義評価・対応の権限が与えられている。事務局は、各国の申告を受理する機関であり、遵守に関する疑義・曖昧な点・不確かな点を発見した場合には、関係国と協議することになっている(8条4項)。また、事務局は、遵守に関する疑義・曖昧な点・不確かな点があれば、これを執行理事会に報告する(8条40項)。執行理事会は締約国と協議を行い、事態改善の措置を要請し、締約国及び締約国会議に指置を勧告する。申立査察が行われる場合には、執行理事会がその報告を検討し、その際に違反があったか否かを検討する明示の権限を有する(9条22項)。締約国会議は締約国・執行理事会が提起す

る問題・事項に関して、勧告・決定を行う。執行 理事会の要請にもかかわらず事態改善がみられな い場合や、条約の趣旨目的に対する重大な障害と なる義務違反の場合には、締約国会議が制裁を決 定又は勧告するという手続も定められている(12 条)[™]。

3. 特徵

この条約の履行確保制度には、客観的(一義的)な義務内容の確定と、客観化された義務の履行確保という二つの、相互に関連する特徴が見られる。

(1) 客観的 (一義的) な義務内容確定と違反評価

CWCは事実確認・法的評価・違反への対応にわたる極めて包括的な仕組みを、多国間枠組の中で制度化した。義務違反は、単に一当事国による主観的評価ではなく、条約機関による客観的評価によって決定される。交渉過程では、条約機関が締約国の行為の違法性を認定することに対する反対も表明された。特に申立査察の結果の法的評価については、査察の要請国に委ねるべきだとの

見解が示されたで。しかしこの主張は退けられ、

CWCでは条約機関による義務内容の一義的な確

定が可能となった。

義務内容の確定に客観性(一義性)が求められ ることは、CWCの義務が二国間に限定されない 客観化された義務であることと関係している。条 約交渉過程でインドは、一義的に義務内容を確定 する機関をもたないことの問題点を、以下のよう に説明した。客観的認定を行う機関がない場合、 問題を提起する締約国の評価と対応措置は、相手 国との政治的問題を考慮した結果、逸脱行為を黙 認するものかもしれず、条約全体の利益とは合致 しない可能性がある80。したがって、多国間枠組 による一貫した法的評価と対応が望ましいという ことになる。つまり、インドが述べたのは、不特 定多数に対する義務という意味での客観化された 義務が存在する以上、その内容を一義的に確定で きる手続が必要だということであろう。他の国家 もこの見解に賛成した81。その結果、現行の執行 理事会の権限が規定された。

OPCW は、各国が協議のうえ条約の解釈、さら

には条約内容の変更を行えるフォーラムとして設置された⁸²。このような位置づけを与えられている条約機関による義務の確定は、各国の一方的解釈に優位し、その意味で解釈の多義性を排除するものといえる。

(2) 客観化された義務

次に、CWCの履行確保制度は、紛争当事国二カ国が主観的権利義務を主張しあって満足すれば終結するという、伝統的な紛争の平和的解決手続として設定されているのではない。客観化された義務が存在することを強く示唆するいくつかの特徴が、履行確保制度に見られる。

履行確保制度の目的が二国間での主観的権利義 務の実現でないことは、9条の二国間協議の位置 づけに明確に示されている。 疑義・懸念をもった 締約国は、確かに二国間協議により問題解決をは かることができる。しかし、二国間協議は多国間 枠組に優先する手続とは位置づけられていない。 CWCでは、二ヵ国が協議を継続している間も、 すべての締約国の申立査察要請権が存続する(9 条2項)。条約交渉過程でイスラエルは、関係当事 国間の協議を申立査察要請の前提条件とする提案 を行ったが、同提案は明示的に否定された83。ま た、二国間協議の結果、関係当事国だけで査察等 の手続に合意することはできるが、「このような 取決めはこの条約の他の規定に基づく締約国の権 利及び義務に影響を及ぼすものではない」とされ ている(9条2項)。つまり、問題が二国間協議、 又はその他の紛争解決手続に付されたこと、その 結果二国間では問題が「解決」したことは、条約 の履行確保制度である申立査察等の手続を拒否で きる理由にはならないのである™。

また、CWCの履行確保手続を開始する資格はきわめて広い。曖昧な事態や疑惑の存在に対して、執行理事会を介在させた説明や申立査察を要請する資格は、当該事態によって何らかの被害・損害を受けた締約国に限られていない。これらの手続が個別国家の主観的権利の救済を主要な目的にするのであれば、手続開始の資格を何らかの形で制約するのが論理的である。CWCが開始手続の要件として個別的な利益侵害を要求していないのは、

一締約国が履行確保手続を発動することで、すべての締約国に代わって客観化された義務の履行を確保する制度だからだと思われる⁸⁵。理論的には執行理事会が査察要請を拒否することもありうるが、拒否のためには3/4以上の賛成が必要なため(9条17項)、その可能性は小さく、要請があればほぼ自動的に査察が実施されると考えてよい。つまり、申立査察は、被申立国やその他事態の影響を直接に受ける締約国の意思とは関係なく、開始される手続である。

問題となるのは、申立査察の要請権が締約国にのみ与えられており、条約機関の発意によって開始できない点であろう。このことは一見したところ、客観化された義務の性質に反しているように見える。二国間紛争とは無関係に、条約遵守を監視・管理するという目的の下で設計された制度であれば、条約機関に査察開始の権限を与えることも、名機関に査察開始の権限を与えることは論理的である。また申立査察が、ある程度二国間手続としての側面を示していることも、客観化された義務という発想に合致しないように見える。例えば、要請国は査察にオブザーバーを参加させ(9条12項a)、双方の関与国は執行理事会での報告検討にも参加する(9条24項)。

しかし同時に、申立査察の報告は全締約国に送付される(9条21項、VA.XI.23)。また手続に直接参加していない締約国にも、見解を表明する機会が与えられている(9条21項)。さらに、締約国及び締約国会議に対して、理事会から報告が行われる(9条24項)。つまり全体としては、不遵守問題は関与国間のみの懸念事項でなく、全締約国に関係する問題として扱われている。申立査察は「一締約国によって開始される多国間アクション」なのである8。さらに、締約国会議には12条の諸措置をとる権限があるが、申立査察の実施はその前提条件とはされていない。したがって、条文上、条約機関は秩序維持のために、申立査察以外のコントロールを発動することができる。

条約交渉中、申立査察の開始権を条約機関に付与することには、多くの交渉参加国が反対した⁸⁷。 その理由は、実施主体である条約機関が政治的問題に巻き込まれることを各国が嫌ったからだといわれる⁸⁸。申立査察の趣旨を考えれば、この懸念

は納得のいくものである。つまり、申立査察は、 条約体制維持のために客観化された義務の履行を 確保しようとする制度である。その実施機関は客 観的かつ公平な機関として、締約国に受け入れら れる必要がある。しかし杳察を行うかどうかの困 難な決断を条約機関が行わねばならない制度では、 条約機関が中立で公正な査察の実施主体と受け止 められないかもしれない。この観点からは、申立 査察を発動する権限を条約機関でなく締約国のみ に認めておくことが、むしろ好ましいとすら考え られる89。さらに申立査察を開始する権限が条約 機関にないことは、この仕組みが公的秩序のため の国際コントロールとして機能することを否定す る特徴ではないであろう。履行確保のための手続 開始主体にコントロール機関が含まれていること は、国際コントロールにとっての必須条件とは一 般には考えられていない90。

以上のように、CWC における履行確保制度においては、主観的権利義務が問題とされているとは思われない^{el}。少なくとも履行確保のための諸規定からは、CWC の義務は客観化された義務であるといえそうである。

第2節 実行

本章第1節で検討した、客観化された義務の履行確保という制度の設計趣旨は、OPCW及び各国の実行からも確認できる。

1. ロシアによる化学兵器の廃棄

(1) 状況と条約上の対応

最初に検討するのはロシアの化学兵器廃棄の問題と、この問題へのOPCW及び他の締約国の対応である。CWCは化学兵器保有国⁵²に対して、一律に条約発効3年後、つまり2000年4月29日を期限として、保有する化学兵器の1%廃棄の義務を課している(VA.IV.17 (a) i) ⁵⁵。また10年を期限として、化学兵器の廃棄を義務づけている(4条6項)。廃棄には莫大な費用がかかるが ⁵⁴、廃棄の経費及びその間の査察の費用は、化学兵器保有国の負担とされている(4条16項)。また安全な廃棄を実施するためには技術力も必要である。つまり廃棄義務を履行するには、財政・行政・科学と

いった分野での一定の能力が必要である。

ロシアはCWCの批准の際に、化学兵器廃棄のための国内措置をとるとともに55、1998年1月には4万トンの化学兵器の存在をOPCWに申告した。しかし、すべての化学兵器の10年以内の廃棄義務を履行できない可能性があることは、条約交渉時からロシア自身を含む関係国の一致した認識であった56。そこでロシアは、条約発効前の準備委員会においても、廃棄義務及び廃棄費用負担義務に関連して、経費問題の存在と支援の必要性を指摘し続けた57。また批准の際にも廃棄費用の20%を海外支援に頼る方針を明らかにした58。

過去の軍縮条約においては、条約の中核をなす 軍縮義務を遵守しない締約国があれば、他国も自 らの軍縮義務を何らかの形で放棄するといわれて いた。条約が相互性を基礎としていたからである。 このような相互性をCWCに適用して考えると、 他の締約国は、米国と並んで世界最大の化学兵器 保有国であるロシアも化学兵器を廃棄することを 前提に、自らも化学兵器の生産・保有・開発を放 棄したのである。したがって、ロシアが廃棄義務 を遵守できないならば、(例えば保有国であれば) 自らも化学兵器の廃棄を延期する、つまり均衡回 復を図る相互的な措置をとるという発想がありう る®。あるいはOPCW内で、義務違反に対する制 裁を課すという発想があってもおかしくはない100。 ところがCWCでは、ロシアの廃棄問題に対して、 これとは著しく異なる対応がとられている。

1998年の第3回締約国会議では、締約国が、化学兵器保有国の年次廃棄計画の未提出や廃棄計画の遅延に対する憂慮を表明した100。これに対して、第4回締約国会議で事務局長は、ロシアの誠実な履行努力を強調した。同時に同国の経済状況が期限遵守を困難にしていることを明らかにして、他の締約国の支援を促した100。結局、各国の支援・協力にもかかわらず、1%廃棄の期限である 2000年4月を前に、ロシアは条約規定に従って1000年4月を前に、ロシアは条約規定に従って1000年4月を前に、ロシアは条約規定に従って1000年4月を前に、ロシアは条約規定に従って1000年4月を前に、ロシアは条約規定に従ってコシアは条約規定に対してることを締約国会議に対して勧告した104。第5回締約国会議はこの勧告に従ってロシアの期限延長を認め105、また締約国会議自ら、全締約国

にロシアへの財政支援を呼びかけることになった¹⁰⁶。

(2) 検討

一見したところ、潜在的違反国ロシアとの均衡の回復どころか、違反国のためのさらなる財政支出という、ある意味で不均衡な対応が求められていること、事務局長がロシアに対して極めて好意的な態度を示し¹⁰⁷、締約国が協力要請に積極的に応じていること¹⁰⁸を、どう理解すればよいだろうか。またそもそも、条約機関の決定によって遵守期限の延長を可能にする規定が存在することをどう考えるべきだろうか。

CWCは、これまでの軍縮条約とは異なる思想 に基づいて機能している。ロシアの化学兵器の廃 棄は、化学兵器廃絶という条約の共通利益の実現 に不可欠である109。この共通利益を踏まえて、各 国はロシアの利益と自国の利益の均衡といった考 慮をせず、むしろロシアの履行を確保するために、 自発的に協力している。ロシアの化学兵器廃棄に よって達成されるのは、特定国の安全といった単 なる個別の利益ではない。また協力を行う締約国 が望んでいるのも、個別利益相互間の均衡の確保 ではなく、あくまでも条約の履行確保である。こ のような基本思想があるため、CWCにおいては、 かつての軍縮条約で許されていたように、義務を 履行できないと自ら判断する締約国が、一方的に 義務の内容を変更することは許されない。また、 ある締約国が義務を履行しない場合に、他国がた だちに主観的権利保全のための報復的措置をとる こともない。義務履行が難しいと判断する締約国 は、自らその旨をOPCWに申し出る。そして OPCW が義務変更の必要性を客観的に審査して、 対応を決定するのである。

ロシアの不遵守問題に見られる、義務違反を問題としない各国の協力という対応は、政策的には 二重の意味で正しいといえる。第一に、ロシアの違反は、自らに有利な形で軍事均衡を変更しようとする意図的な違反ではない。財政・技術的能力の不足が原因で軍備廃棄の期限を守れない締約国に対して、義務違反を非難しても、行動修正を導く効果的手段とはなりえない。期限や中間目標を 達成できない締約国への過度の非難は、CWC体制自体を傷つけるだけである™。第二に、違反を問題にすることは、問題解決とは反対に、非難を提起する国家や条約機関と、非難される国家の間の敵対感情を増長するかもしれず、紛争の回避という観点からも好ましくないことがある。実際に本問題に関しては、厳格な対処がかえってロシアの条約脱退を招く可能性も指摘されている™。

法的には、条約違反によって通常であれば発生 するはずの、対抗措置の権利や国家責任が制限さ れる112という現象が、重要である。一般国際法上、 国家による義務違反は国家責任の発生を意味す るい。しかし、賠償その他の形式によって実現さ れる責任解除は、必ずしも条約上の義務履行の回 復を意味しない。国家責任及びその原因行為であ る条約違反は、歴史的にも、どうやって行動を修 正させ履行を確保するかという観点から構築され た仕組みではない。この一般国際法上の違反への 対応の仕組みは、相互性を基礎に主観的権利ある いは個別利益を守ろうとする条約にとっては有用 であった。これに対して、CWCで締約国及び OPCW が模索しているのは、共通利益をよりよく 実現するための条約秩序維持であり、そのための 履行確保である。ロシアの廃棄問題に関する締約 国及び OPCW の対応は、CWC の共通利益を実現 するための仕組みが、一般国際法上の主観的権利・ 個別利益を実現するための国家責任の仕組みとは 異なっていることとその理由を、よく示している。

2. 「低濃度」の定義問題

(1) 状況と条約上の対応

CWCの履行確保の問題としてもう一つ議論されるのは、義務自体が不明確な場合の問題である。 条約採択の際に厳密な義務内容の合意が得られない場合には、当該条文・条約の採択を断念する、 あるいは合意しない交渉国が条約参加を断念する ということがある。実際に、伝統的軍縮条約は、 合意できる範囲で可能な限り明確な義務を設定し、 将来内容が変遷するような義務を設定することを 避けたといわれる。

ところが、CWC はこの方法をとっていない。 採択時に細部にわたる合意を形成できなくても、 おおまかな原則・枠組を条文化しておき、義務内容の詳細の決定は将来に委ねるという方法がとられている。実際に採択された条文を見ると、義務の実施という観点から曖昧な又は抽象的な規定が、少なからず残っている。条約発効後、締約国会議によって細部が決定されることを予定した条文も存在する¹¹⁴。そこでCWCでは、OPCW、特に締約国会議が、詳細部分の勧告・ガイドラインを作成することとした(8条)。また条約が採択されてから発効するまでの期間は、準備委員会がこの役割を担った¹¹⁵。

換言すると、一部の規定が具体的にどのような 範囲で締約国に義務を課しているのかについて、 条約採択時においても、またその後も、署名国・ 締約国の間に明確な合意はない。条約発効まで活 動した準備委員会及び発効後の条約機関の勧告・ 決定によってはじめて義務の内容が明確になる。 しかし採択時点で義務の詳細に合意できなかった ことには何らかの理由がある以上、準備委員会や 執行理事会・締約国会議での討議において、迅速 に合意が成立するとは限らない。そこで実際には、 各国の国内的実施が、義務内容の確定プロセスと 時間的に重なってくる。そのため各国の実施措置 が条約の求める義務の履行にあたるかどうかとい う問題 - 未だ細部の確定していない義務に合致 しているかという問題 - が発生する。総論的原 則的な規定が要求する義務は、一見しただけでは 一義的に確定できないために、コントロール機能 を担う条約機関は、このような場面で特に重要な 役割を果たすことになる116。

一例としてここでは、「低濃度」の定義にかかわる義務について発生した問題と、締約国及びOPCWがとった対処を検討する。CWCにおいて3分類された毒性化学物質(2条2項)・前駆物質(同条3項)に関して、過去及び今後の一定期間に表剤2または表剤3を生産・加工・消費した、若しくはする予定の施設があれば、これを冒頭申告・年次申告に含めねばならない(VA.VII.3、VA.VIII.3)。しかし表剤2及び3を含む混合物の場合には、その濃度が低ければ申告義務は課されない(VA.VII.5、VA.VIII.5)。この「低濃度」が何%を指すのかにつき、準備委員会でも一貫して問題

とされてきたが¹¹⁷、基準の明確化に対する反対や意見の不一致のために¹¹⁸条約発効までには結局解決を見なかった。しかし、条約発効後、1997年末時点で表剤2及び3の申告が予測をはるかに下回ったことから、各国が何を「低濃度」と判断して申告から除外しているかが、あらためて問題となった。そこで、第2回締約国会議は各国に対して、申告に際して用いた低濃度の定義の提出を求めた¹¹⁹。その結果、締約国の用いた「低濃度」には概ね0%から30%の幅があることが明らかになった¹²⁰。そのため、第4回締約国会議は執行理事会に対して「低濃度」の定義を要請した¹²¹。1999年末の執行理事会第17回会期では、事務局長が現時点で最も重要な問題の一つとして、低濃度定義の問題をあげるにいたった¹²²。

義務内容の明確化の問題が履行確保の問題としてとりあげられる契機となったのは、米国の国内法に対する締約国の対応であった。同国国内法は、表剤3の「低濃度」を80%と定義した¹²⁵。その結果、米国における査察対象は、より低い濃度を設定する締約国における査察対象よりも狭くなった。OPCWは、米国国内法がCWCの秩序に関わる重大な問題であるという認識を示した¹²⁴。しかし、現在のところ米国は国内法上の定義を変更する姿勢は見せていない¹²⁵。

CWC上のこのような問題においては、報復的措置の発動がありうるといわれる¹⁸⁶。つまり、自国の国内法上の定義を変更して、化学物質の濃度の比較的高い混合物を扱っている施設を、申告・査察の対象外にしてしまうという対応である。また「低濃度」の定義問題は、化学物質を扱う施設の申告範囲の問題だけでなく、非締約国に対する不拡散政策の範囲の問題でもあり¹²⁷、その意味でも化学物質・化学製品の輸出国の個別利益と、密接に関係しているといわれる¹²⁸。しかし現在まで、米国に対抗する形で低濃度の定義を緩和するといった措置をとる締約国は見られない¹²⁹。つまり伝統的な軍縮条約では見られるといわれた個別の報復的措置はとられていない。

(2) 検討

「低濃度」問題からいえることは、次の三点で

あると思われる。

第一に履行確保の局面とは別に、将来志向の義 務の存在自体が、秩序設立・秩序存続の重視を示 している。「低濃度」問題は、化学物質の不拡散 の程度・基準につき、CWC 締約国が合意できな かったことを示すが、同時に輸出規制の義務自体 は条約から除外されなかった。将来志向の義務を 条約に採用することは、義務の詳細に合意できな ければ条文を設けない、そもそも条約を採択しな いという態度とは異なり、できる限り多くの国家 に妥当する一般的な枠組を作ろうとする意思の表 れである。伝統的に軍縮条約にはありえないとさ れていた将来志向の義務130が、CWCでは、明らか に受け入れられている。このように一般的枠組の 創設・維持が重視されるのは、この条約によって 達成しようとする共通利益の存在のためであると 思われる。

この特徴と関連して第二に、義務内容を明確化 する過程で、条約機関が重要な役割を果たしてい る。総論的原則的な規定しかない状態で、これを 解釈・実施するのはまず締約国であり、裁量に起 因する実施措置のばらつきが生じることは避けら れない。しかしCWCでは、OPCWにこの総論的 原則的な規定を明確化する権限が与えられている。 そこで各国と条約機関とのいわばキャッチボール の中で、義務の意味が次第に一義的なものに収斂 していくことになる。対話により、締約国各国の 行為を受け入れ可能な範囲に収斂させていくプロ セスを、政治的プロセスと性格づけることも不可 能ではない。対話の相手は確かに条約が設立する 政治的機関にすぎない。しかしこの場合、条約機 関は疑いなくコントロールを介して規範形成機能 を果たしており131、これを法的作用とは無関係の 純粋な政治的過程とはいいきれないであろう。た だし、これら機関の規範形成機能が、基本的に勧 告という形式をとることも忘れてはならない。勧 告であるにもかかわらず、これが条約体制の規範 形成に実効的な役割を果たすためには、勧告の内 容に一貫性と説得力が必要である132。

第三に、義務の内容を将来定めるという点に合意した上で、総論的原則的な規定に賛意を示した 締約国は、いかなる義務を負うか。この問題は、 コントロール機関と締約国との対話によっても合意が形成されない場合に顕在化する。低濃度を申告から除外する制度は、そもそも、将来策定されるガイドラインを参考に各締約国が裁量により国内産業を申告・査察から免除する制度として構築されている¹³³わけだが、この制度に照らして、「低濃度」を80%とした米国の行為は義務違反といえるだろうか¹³⁴。

条約機関が明確な数値を勧告することすらでき ない時点、つまり義務確定プロセスが進んでいな い間は、義務の解釈・適用が締約国の裁量に委ね られていると解することは不可能ではない135。し かし、米国国内法は「想像力をどれほどたくまし くしても『低』濃度とは到底いえない80%」136を 設定したとして、OPCW に明示的に批判されてい る。このような状況下でも各締約国の異なる義務 解釈が当然に許容されると結論することには問題 があろう。一般的にも、各国の行為が条約義務に 合致していることを確保するためのコントロール 権限を有する機関は、その機能のためにおのずと 条約義務の解釈機関としての役割を果たすことに なる187。そこで、コントロール機関にはコントロー ルの権限だけでなく、各締約国に優越する義務解 釈の権限があるという強い推定が働く。

3. 冒頭申告の義務の不遵守

(1) 状況と条約上の対応

すでに検討したように、CWCの主要な事実確認手段は、各国からの申告内容を確認する査察である。したがって、通常査察実施前には、申告が不可欠である。ところが1997年に発効して以来一貫して、3ないし6条に定められた冒頭申告及び検証附属書に規定された各種通知の遅延や不備が大きな問題とされてきた¹⁸⁸。1999年第4回締約国会議の時点で、なお29カ国が冒頭申告を提出していなかった¹⁸⁹。特に巨大な化学産業を抱える米国が、条約によって禁止されない活動に関する申告義務(6条7項)を履行していなかったこと¹⁴⁰は、締約国会議のたびに問題とされてきた。また、その他のいくつかの通知義務に関しても多くの締約国の遅延が目立ち、同年1月時点で、査察チームの入国地点を通知していたのは65カ国、査察チー

ムの特別フライト離着陸に関連する情報を通知していたのは53カ国、国内担当部局を通知していたのは86カ国であった¹⁴¹。

期限を明示した通知・申告義務の不遵守は、上 述の(i) 厳密にはまだ発生していないロシアの不 遵守可能性の問題、及び(ii)いわば原則との抵 触問題である「低濃度」問題とは異なり、文言に 照らせば明確な既遂の条約違反である。この違反 は、12条により締約国会議が制裁のための措置を 決定又は勧告できる場合にも該当しうる。また、 従来の軍縮条約のように権利義務の均衡を問題と するのであれば、例えば米国の化学産業に関する 申告遅延、これに伴う査察遅延は、欧州各国にとっ て自国産業の競争力の相対的低下を意味すること から、均衡回復の措置にも発展しうる問題である。 ところがCWCの締約国は、このような報復的措 置をとらなかった142。さらに、この問題を条約違 反と位置づけた上で違法行為の停止を求めるとい う態度も、OPCW では見られなかった。

1997年第2回締約国会議では、100ヵ国中32締約国が冒頭申告を提出していないという状況について143、多くの締約国が「技術的不遵守」の解消を求める趣旨の発言を行った。事務局も一貫して「技術的不遵守」という表現を用い、通知・申告義務の不遵守を条約違反であるとは明言しなかった。そして、一般国際法上の違法行為・責任追及という仕組みを用いる代わりに、OPCW は以下のような形で不遵守問題に取り組んだ。

本問題についてOPCWでは、執行理事会・締約国会議が事態の是正を要請するとともに、事務局の協力の下、遵守回復のための圧力をかけ、かつ不遵守原因除去のための支援を行った。第一に、事務局長は、執行理事会の要請を受けて「本、1998年の第3回締約国会議で、「各締約国によって事務局に提出された冒頭申告・通知及びその他の情報」と題して、義務の遵守状況を公表した「本。第二に、OPCWは、申告準備の補助人員・ネットワークを提供するといった支援措置を実施してきた。CWCのきわめて複雑な申告義務は、各国の行政にとって大きな負担である。そこで申告義務を回避しようという積極的な意図はなくとも、遅延・不備が起こるであろうことは当初から予期されていた「なら

つまり、申告義務不遵守の大きな原因が、各国の 財源・経験等行政資源の不足であることを認識し て、OPCW は、遵守回復のための実効的な措置を とろうとしたのである。

また、事務局長は申告の未提出国に限定して、特別代表の派遣を実施した」で、この方策は、不遵守国にとって圧力でもあるが、同時に不遵守国と事務局の双方が、遵守回復のために何が必要かを確認する機会として作用した。このため派遣開始後、冒頭申告を怠っていた34カ国すべてが、2000年5月の第5回締約国会議までに冒頭申告を行ったのである。第5回締約国会議は、「この分野での上記の良好な結果をもたらした諸手法を、なお多くの締約国が条約の要求を履行していない他分野でも適用する」可能性を示唆した」48。

(2) 検討

申告義務に関する不遵守問題への OPCW 及び 締約国の対応から指摘できることは、以下の二点 であると思われる。

第一に、申告遅延・不備という不遵守は、CWC 上なぜこのように重大な問題と認識され、そのよ うに扱われたのか。冒頭申告の未提出国の多くは 化学兵器・化学産業を有していない149。したがっ て、申告遅延が即時に他の締約国の安全を危うく することはない。しかし、申告義務の違反におい て問題とされてきたのは、各国の個別の安全とい う主観的権利や利益ではなく、条約体制それ自体 であった。事務局は条約発効以来、「条約上最も 基礎的な義務」の不履行継続が「何よりもこのレ ジームの信頼性を損なう」という認識を繰り返し 表明してきた150。事務局長が申告義務をCWC上 最も重要な義務と考えるいのは、この条約体制が 一つの秩序を構築しているからであり、この条約 においては条約体制の維持自体が重要だからであ る。過去の条約の主たる目的であった個別利益の 実現は、この条約では従の位置しか与えられてい ない。例えば、2000年になって米国による産業関 連の申告がなされ、これに基づいて米国での産業 査察が実施できるようになったことについて、事 務局長は「この歓迎すべき発展が、条約の「四大 柱の一つである〕不拡散という柱の信頼性にとっ

て、決定的重要性を有する」¹⁵² と述べている。この発言からも、長期にわたって米国が申告を怠って傷つけていた法益は、いずれかの締約国の個別利益でなく秩序の信頼性自体であったことがうかがわれる。

第二に、申告遅延の問題がこれほど重要視され ながら、なぜ直裁に義務違反の問題として議論さ れないのか。言いかえれば、CWCにおける不遵 守という概念の意義は何なのか。義務違反という 表現の回避がどのような政治的・法的意味をもつ かについては、既に(1)で検討したとおりであ る。ただロシアの事例とこの事例には明らかな違 いがある。ロシアの不遵守が厳密には未だ可能性 にとどまっているのに対して、申告遅延は条約の 文言に照らして明らかな違反だという点である。 したがって、義務違反という法的評価を回避する ために用いられている「技術的不遵守」という概 念については、今一度検討する必要がある。法的 評価を回避しつつ行動修正を求めることが、条約 体制の中で履行確保のための圧力として有効に機 能することは、明らかである158。問題は、不遵守 という概念が、法的概念である違反と対比された、 政治的機関の用いる純粋に政治的概念かという点 である。

事務局長は、「『技術的不遵守』という外交上の分類が無期限に維持されるわけではなく…許容には限界がある」と述べている「M。この発言の背後には、「技術的不遵守」と呼ばれる状態が、継続・反復され是正の見込みがない場合には、条約違反に転化するという認識があると思われる。また第4回締約国会議は、「第5回締約国会議に対して事態改善のための勧告を行うことを目的に、執行理事会が今後も履行状況の監視を行うこと」を執行理事会に対して要請した「Mの監視を行うこと」を執行理事会に対して要請した「So。この要請にも、履行状況がいつまでも改善されない場合には、監視よりも厳しい措置がとられる可能性が含意されている。

つまりCWC上不遵守は、遵守回復を導くための手段であるとともに、法的には、一般国際法上の義務違反の効果を一時的に制限する手段として用いられているように見受けられる。その結果、義務違反に対して通常ならばとることのできる厳

しい措置を、一時的に制限する効果も有している。ロシア問題への対応にも見られた一般国際法の適用制限というレジームの特徴が、ここにも表れているといえる。このように考えると、不遵守は、政治的機関による政治的処理のための非法の領域に属する概念とはいいきれないように思われる「556」さらに(2)で確認したように、OPCWは政治的機関とはいえCWCの規範形成に大きな影響を及ぼす機関である。したがって、不遵守概念が政治的機関の用いる基準であることのみから、その概念も純粋に政治的なものだと結論することは、CWCでは妥当ではないと思われる。

小括

CWCの履行確保制度に関する規定及びこれに関係する実行から、この条約の履行確保制度が、単に主観的権利や個別利益の保護・実現のための手続とは考えられていないことがわかった。CWC締約国及びOPCWは、客観化された義務に体現される共通利益を、客観的な制度に基いて実現することを試みている。この履行確保制度には、秩序の維持と客観化された義務の実現を目的とした、国際コントロールとしての性質があるといえる。

また、このような履行確保制度の背後にある条約自体も、単に相互抑止によって個別国家が安全・主観的権利を守るための合意ではない。CWCは、化学兵器の廃絶に共通利益を見出す各国が、この目的達成のために設立した秩序であると考えることができる。コントロール手続の過程では、厳密には義務でない行動の受け入れが見られたり、逆に厳密に条約違反である場合にも一般国際法上の義務違反とは区別した不遵守概念を利用して履行確保が図られたりしている。このような実行は、この条約の権利義務構造に由来する、一般国際法の適用の制限という意味でのレジームの性質を示している。

第 4 章 レジームとしての CWC とそ の限界

第2章の検討から、CWCの権利義務構造を理解する上で重要と思われるいくつかの特徴が明ら

かになった。ここでは、CWCの権利義務構造を考える上で特に有用と思われるレジームという特徴について、さらに検討を行う。具体的には、CWCが一般国際法の適用を制限するという意味でのレジームであるとされる根拠を確認する(第1節)。その上で、CWCがあらゆる状況下で、レジームとして一般国際法を制限し続けられるわけではないことについて検討する(第2節)。

第1節 レジームとしてのCWC

締約国に違反がある場合、締約国会議は、①違反国が必要な行動をとるまでその権利特権を停止または制限できる(12条2項)、②一定の場合、条約当事国に対して集団的措置を勧告できる(12条3項)、③特に重大な場合には国連総会及び安保理の注意を喚起しなければならない(12条4項)。個別の報復・対抗措置「が許されるかどうかについて、明文規定はない。

CWCの実行では、一般国際法上の各国の報復 的措置の権利自由が行使されていないことを、既 に見た。このように CWC が強力なレジームであ ることの理論的な根拠は、以下のとおりである。 違反の際に締約国会議が措置を決定できる以上、 義務違反への対応は、条約全体にとって利益とな る解決を想定しているのであり、主観的権利救済 のための個別の対応は制限されると考えられる™。 実際に12条は、義務違反への対応の第一義的責任 をOPCWに委ねており、各締約国には、対応に おける手段としての役割しか与えていない「50。さ らに OPCW において、決定に特別多数決が用い られる点も、個別の対応の制限に関連して重要で ある160。執行理事会は特別多数決で意思決定を行 える(9条18項)。締約国会議は可能な限りコン センサスでの意思決定を奨励されている。しかし、 コンセンサスが成立しない場合に機能不全に陥ら ないよう、コンセンサスの形成には時間制限(24 時間)が設けられていて、コンセンサスを形成で きない場合には特別多数決による意思決定を求め られる (9条29項)。 つまり、CWC では、 他の国 際機構で散見される内部機関の機能不全と、これ を理由とした締約国による報復的措置を排除する ことが意図されている。起草過程からは必ずしも 明確でないが¹⁶¹、条文や全体の構造も、CWCの趣旨目的・OPCWという条約機構の存在・包括的な履行確保制度といった諸特徴も、各国の一般国際法上の報復的措置の権利が制限されるべきであること、また違反への対処のために条約上の制度を利用すべきことを示している¹⁶²。

したがって、条約機関によるコントロールが機能している間、違反・不遵守の管理がOPCWにより一元的に行われ、一般国際法上の報復的措置は許されていないという意味で、各国の一般国際法上に由来する権利は制限されている。条約内では個別の対応ではなく、共同体的なアプローチ¹⁶³が優先されているということもできる。

第2節 レジームの限界

問題は、このような枠組にもかかわらず、違反と受け取られている事態が迅速に是正されない場合に、報復的措置の発動が許されるかどうかであるが。OPCWが集団的措置の勧告を行い、国連へ通報を行っても、問題となっている違反がなお継続するという事態が、絶対にないとはいえない。その場合にもなお、締約国は個別の報復的措置に訴えることを禁じられているか。現実には、CWCにおいてこの問題は現在まで発生していない。しかし、レジーム及びレジームを支える国際コントロールの限界を考えることは、この条約の権利義務構造を理解する上で重要である。また、これらの概念自体の有用性を見極める上でも、この考察は有益であると思われる。

1. 共通利益と個別利益

CWCがどれだけ強力なレジームと考えられているのか、起草過程から多くを知ることはできない。しかし少なくとも、「制裁」規定について交渉が行われた時期の記録によれば、一部の交渉参加国は、国際法の許容する範囲内で各国が一方的な措置をとる権利が、この規定によって害されないと考えていた「55°。また、レジームとしてのCWCを強く擁護する論者も、一般国際法上の権利に基づく措置を各国がとる余地があることを認める「166°。その理由は、条約違反が共通利益の侵害を構成すると同時に、特定の締約国の個別利益と主観的権

利にとって重大な侵害を構成しうるからだと思われる。一般国際法において違法行為を議論する際にも、例えば侵略行為は「主観的利益と客観的利益を同時に侵害する」といわれる¹⁶⁷。CWCで想定される条約違反として、締約国による化学兵器の生産・保有とその使用がある¹⁶⁸。この違反はいうまでもなく条約の共通利益の侵害である。しかし侵略行為の例と同様、これは当該違反国の隣国や攻撃の対象国等、特定国にとって、重大な個別利益の侵害にもなりうる。したがって、条約の履行確保制度が実効的でない場合にまで、この個別利益を保護する一般国際法上の権利を完全に排除することはできないと思われるのである。

化学兵器の使用のような条約の重大な違反があ り、OPCW によって実効的に履行確保が実現され なかったとしよう。その場合に、CWCが締約国 は独自の措置をなんらとってはならないとする強 力なレジームであり続けるとは考えられない。想 定されている状況下で、レジームの基盤であった 共通利益は消滅するわけではない。しかし、共通 利益が主、個別利益が従、というレジームの存立 基盤を維持することはできない。つまり、化学兵 器の使用に対する報復的措置の例では、実効的に 共通利益を確保できていないことだけが、一般国 際法による補完を許す根拠ではない。レジームで は個別利益を守れないことが、このレジームの限 界の原因となっている。この例において、一般国 際法上の報復的措置は、条約上の共通利益の実現 のための単なる補完的な手段ではない。むしろ、 レジームによって確保されない個別利益を実現す るための手段と位置づけられる。

レジームとしてのCWCに限界があることは、 国際コントロールとしての履行確保制度が存在することとも矛盾しない。国際コントロールの目的 は主観的権利の救済ではなく、客観化された義務 の履行確保を通じて、条約体制の秩序を維持する ことであった。したがって、上述の例のように主 観的権利や個別利益が問題とならざるをえない場 合に、国際コントロールの手続の存在だけをもっ て、個別利益の保護・実現の手段が禁じられてい るということは論理的とは思われない。

多国間条約の中には、極めて強い共通利益が存

在し、主観的権利や個別利益を観念できない条約 もあるといわれる。例えば ICJ は、ジェノサイド 条約留保事件の勧告的意見間において、同条約で は「締約国はそれ自身の利益を有していない。こ の条約にあるのは、専ら共通利益...すべての締約 国の利益」であり、「この種の条約においては権 利と義務の間に維持されるべき厳密な契約的均衡 について、また締約国間の個別的恩恵・不利益に ついて語ることはできない。条約の上位目的の考 慮が...条約の包含する一切の規定の基礎であり尺 度である」と述べた。 もちろん CWC は、国家の 安全という個別利益が伝統的な軍縮条約の支配的 な要素だったことと比べると、締約国全体の共通 利益によって強く特徴づけられている。しかしな がら、この条約において国家の安全という個別利 益が消滅したとまでは、断言できまい。あるいは 条約のすべての規定の尺度が、化学兵器廃絶とい う条約の上位目的あるいは共通利益だとまではい えないことは、明らかであろう。したがって、 ICJがジェノサイド条約について述べたことを、 CWCにそのまま適用することはできない。つま り、化学兵器の廃絶というCWCの上位目的だけ から、レジームとしての CWC がすべての状況下 で存続するとは結論できない。共通利益を存立基 盤とする多国間条約であってもなお、双務契約的 な側面から発生する主観的権利や、他国の履行を 前提として自国も義務を受け入れるという相互主 義的考慮が、全く存在しないというのは、極めて 例外的なことである¹⁷⁰。そして CWC もほとんど の条約同様、共通利益と主観的利益が並存する条 約なのである。

主観的利益の保護のための報復的措置を論じるまでもなく、他国が違反した場合には16条2項により条約から脱退することもできる「Took の意味では脱退条項をCWCのレジームの限界を示す規定と読むことも不可能ではない。条約交渉の過程では脱退規定に関してさまざまな提案が行われた。一定期間脱退できないようにする、脱退は随時可能とする、規定として明示しない、脱退の権利を明示する代わりにその制限として条約機関が状況救済を試みる、などの提案である「Took しかし結局、伝統的な文言での脱退規定がCWCに残った。こ

の規定にいう「自国の至高の利益」を理由とする 脱退とは、まさに主観的権利の侵害を理由とした 行動でありうる。

ただし、脱退規定が主観的権利を共通利益に優 先させる条約構造の証拠であり、レジームを否定 する証拠である、と簡単に結論することはできな い。なぜなら、CWCの脱退規定には、法的制限 と事実上の制約が存在するからである。法的には、 脱退を望む締約国はその90日前にすべての締約国・ 執行理事会・国連安保理等に通知を行わねばなら ない。また通知には「自国の至高の利益を危うく していると認める異常な事態」を記載する義務を 負っている(16条)。事実上も、脱退規定を利用 すると脱退国自身は違反国との対話フォーラムを 失うことになるし、状況によっては1カ国の脱退 がその他の締約国の脱退をも促すという、好まし くない結果を生じうる。そのため、この規定の利 用には事実上の強い抑止が働いている¹⁷³。CWC同 様特定兵器の廃絶を内容とする1972年の生物兵器 禁止条約にも類似の脱退規定が存在する。しかし、 幾度か条約違反が問題となったにもかかわらず、 その脱退規定は現在まで利用されてない。脱退に よる事実上の不都合が脱退規定の利用を妨げると いうこと自体、むしろレジームの強さの証拠とも 考えられる。

2. 自己完結的制度との違い

条約が具備する、違反への対応のための手続の実効性が問題となっているという意味では、レジームの限界は従来「自己完結的制度」として議論されてきたことと重なっている。論者によって定とに差異が見られるものの、自己完結的制度とは、おおむね「実効的な紛争処理手続を具備する条約制度が、一般国際法上の対抗措置を部分的に排除し、先行する国際違反行為に対して被害国がとり得る措置や対応をその限りで一定の法的な範囲に狭めたもの」といえる「**。このような自己完結的制度として、各種人権保護条約、外交関係法、GATT/WTO等が検討されてきた「**」。ここによって、自己完結的制度を検討するのは、それによって、自己完結的制度を検討するのは、それによって、自己完結的制度を検討するのは、それによって、目別利益の関係をよりよく把握できると思われるか

らである。

レジームと自己完結的制度の理論的な着眼点は 異なっている。レジームの限界は上述のように、 その存在基盤となっている共通利益と、同時に存 在する個別利益の関係から発している。これに対 して、自己完結的制度は、利益の性質の問題では なく、条約の紛争解決手続の実効性の問題として 捉えられてきた。つまり、条約の紛争解決手続に より守られる利益と、一般国際法上の対抗措置に よって守られる利益は、同一の利益だという前提 がある。Simma は、人権保護に関する条約につ いて、「条約の執行の可能性をその条約の手続に 限定することは、条約違反に関する一般国際法上 の執行過程と比較して、明らかにマイナス[強調 原書]」であることを一つの論拠にして176、人権保 護条約を自己完結的制度と分類することに反対す るい。人権保護条約を自己完結的制度とすること は「国際人権法の実効性にとって」、説得力を欠 きかつ危険だというのである178。Simmaは人権保 護のための多国間条約の義務が、「他のすべての 締約国に対して条約を履行する義務 | であるとす る179。これは本稿にいう客観化された義務に他な らない。CWCでは、客観化された義務であるが ゆえに、締約国が個別の交渉や個別の措置によっ て履行を確保するよりも、客観的な条約機関によっ て履行を確保することが望ましいとされた。とこ ろが Simma は、人権保護条約について、客観化 された義務とともに「他のすべての締約国に対し て履行を要求する権利、そして必要な場合には対 抗措置によってこれを執行する権利」がすべての 締約国にあると結論する180。Simmaの以上の説明 からは、一般国際法上の対抗措置も、条約の履行 確保手続と同様に、条約上の共通利益である人権 保護を実現する手段と位置づけられていることが わかる。

むろん CWC においても、ある締約国による化学兵器生産を停止させるために、いずれかの締約国が経済制裁を実施するという事態が起こりうる。この報復的措置は、共通利益のために CWC の履行を促進する手段としてとられたといえるかもしれない。さらにいえば、その場合には、レジームの目的を一般国際法が達成するという意味で、一

般国際法によるレジームの補完が起こっているのであり、レジームに限界があるという必要はないかもしれない。ところがこれに対して、CWCと一般国際法の関係を考える際に検討されるのは、ある締約国の化学兵器による攻撃を受けた国家が、戦時復仇として自らも化学兵器を使用するという例である^{ISI}。この例において復仇を行う締約国は、自らも使用禁止の義務の履行を停止する。この締約国は自らの防御を主要な目的として行動していると考えるのが自然である。この締約国がCWCの使用禁止義務の履行確保を主要な目的に行動していると考えるのは、非現実的であろう。

以上のように、自己完結的制度は、同一の利益を実現する手段の実効性の問題として把握されてきた。これに対して、レジームの限界は、性質の異なる利益の並存に起因している。

3. レジームの遵守の要求度の高さ

CWCには共通利益と個別利益が並存し、後者を十分に確保できないことが、レジームの限界であった。これらの二種類の利益の関係と、これに起因するレジームの限界をよりよく把握するために、本節では環境保護条約との比較を行う。環境分野の条約には、CWC同様に共通利益が存在する¹⁸²。またこれらの条約は、客観化された義務のための国際コントロールを備えている¹⁸³。しかし、環境分野の条約では、個別利益がCWCほど強く現れないと考えられる。

環境分野の代表的な条約として、例えばオゾン 層保護のためのウィーン条約及び同モントリオール議定書がある。この条約の保護しようとする利益は、集団的利益であるといわれる「Manaca」を表す手続も、CWCにおける説明の要請や申立査察の要請同様、個別具体的な利益侵害を手続の開始のための資格要件とはしていない。この手続は、いずれかの締約国が、いわば締約国全体の委託の下で、全体の利益のために開始する手続である「Manaca」を表する「Manaca」を表する「Manaca」を表する「Manaca」を表する「Manaca」を表する「Manaca」を表するいます。その請求目的が個別の侵害救済でなく秩序維持である点でも、この不遵守手続とCWC9条・12条の手続は、大変似通っている。不遵守手続が言及する「不遵守」という状態も、第2章で検討 した CWC の不遵守同様、「国家責任の一般的制度 とは別に『条約の実効性を確保するシステム』と して締約国により選択」された制度¹⁸⁶ の中で、 「規範逸脱行為を制度的管理に委ね、それが有効 に作動する間、当事者相互の関係において、違反 の法的効果発生を停止することを意味する」と評 価されている¹⁸⁷。

ところが詳細に比較すると、CWCの申立査察 は、オゾン層保護の不遵守手続よりはるかに厳格 な時間的条件・拘束力を備えている188。共通利益 のための類似の手続でありながら、オゾン層保護 の不遵守手続とCWCの手続にこのような差が見 られるのは、CWCでは、不遵守が条約全体の共 通利益を損なうと同時に、特定国の重大な個別利 益を損なうことがありえて、そのために当該国家 がこれに対処せざるをえなくなるからである189。 この点、環境分野で発生する問題では、共通利益 の侵害が、必ずしも個別国家の行動を惹起するほ どの重大な個別利益の侵害ではないために、各国 が個別の措置をとらないと考えられる。このよう な秩序では、違反又は不遵守の状態が相対的に長 期間にわたって継続しても、各国の一般国際法に 由来する報復的措置を許す必要がない。たとえ不 遵守に対する迅速かつ実効的な処理ができなくと も、レジームを継続することが可能である190。こ れに対して、CWCのような秩序においては、第 一に、個別の報復的措置を封じてレジームを維持 するために、条約体制の履行確保制度によって、 共通利益を侵害する違反を迅速に除去できなけれ ばならない。そのため CWC12条のように、集団 的措置まで含む、ある意味で権威的な履行確保手 続191が必要となる。第二に、このような履行確保 手続によっても違反を除去できず、共通利益への 侵害だけでなく特定の締約国の個別利益への重大 な侵害が継続する場合には、当該締約国に対して、 報復的措置の自由または権利を認めざるをえない。 つまり、CWCのレジームには、限界がある。

第5章 結論

第1節 伝統的軍縮条約と比較したCWC の権利義務構造

CWCをこれまでの軍縮条約同様に、レジーム とは考えず、その履行確保制度の国際コントロー ルとしての機能を否定することが妥当なのか、そ れともCWCは従来軍縮条約と呼ばれてきた一群 の条約とは大きく異なる条約なのかという点に留 意しつつ、CWCの権利義務構造を明らかにする ことを目的として、本稿は最初に、軍縮条約に対 する伝統的見解を確認した (第2章)。その上で CWCの履行確保制度諸規定を概観し、1993年の 条約採択以降の履行確保に関連する実行を追うこ とで、CWCの特徴を検討した(第3章)。最後に 第2章で明らかになった諸特徴のうち、CWCの 権利義務構造の理解にとって特に有用と思われる レジームについてさらに検討を行った(第4章)。 これらの検討の結果、CWCには伝統的な軍縮条 約とは非常に異なる特徴があること、またこれが CWCの権利義務構造を反映したものであること が明らかになった。

伝統的に軍縮条約は「政治的」と考えられてきた。国家の存亡に直結する軍事力・安全保障を対象とする条約だからである。そのため戦間期にまでさかのばると、軍縮条約は法の外の問題とすら考えられており、また戦後の一連の軍縮・軍備管理条約でも、運用において各国の幅広い裁量が認められていた。これらの伝統的軍縮条約の法的特徴は以下のようなものであった。

- 条約全体が「受け取る分に応じて与える」という相互性に強く支配されている。特に違反への対応では主観的な権利義務関係が前面に現れる。相互性のために、履行の回復につながらない、特定国間の負の均衡回復という発想も受け入れられる。
- ■国家の安全という個別利益は、条約全体の利益 や条約上の共通利益に絶対的に優先する。
- 以上の特徴のため、条約違反・主観的権利の侵

害の認定を一義的に行う客観的な第三者機関を 創設する必要はない。むしろ軍縮条約の締約国 は、国家の安全保障にかかわる判断を行う客観 的な機関の創設を回避してきた。

● また以上の特徴のため、主観的権利義務関係を 基礎に発展した一般国際法に由来する権利を条 約上排除しておらず、違反に対する個別の報復 的措置が許容される。

これに対して1993年に採択され1997年に発効 した化学兵器禁止条約は、伝統的な軍縮条約とは 際立って異なる特徴を示している。

- CWC はこれまでの軍縮条約にほとんど存在しなかった、義務の一義的な確定を可能とする客観的な機関として、OPCW を創設した。また履行確保に関する諸規定は、制度設計の趣旨が客観化された義務の実現であることを明確に示している。最もわかりやすい例として、申立査察の手続きがある。申立査察の申立資格には、法益侵害の証明や回数制限といった制約は全く存在しない。このことは、一締約国が締約国全体を代表して履行を確保し、条約秩序を維持するという発想を示唆している。
- 履行確保に関連する実行からも、客観化された 義務の基礎となっているのは CWC のめざす共 通利益であることがわかる。同様にその履行確 保制度も、個別国家の主観的権利救済の制度で はなく、共通利益を基盤とする秩序の実現のた めの国際コントロールとして、設計されている ことがわかる。
- さらに、履行確保に関連する実行からは、違反 あるいは違反の疑惑に対して、CWCに独特の 対応がとられていることがわかる。ロシアの不 遵守の可能性、「低濃度」の定義、申告義務の 不遵守という三つの例において、締約国も OPCWも、義務違反に対する国家責任の追及や 報復的措置の発動という一般国際法上の救済制 度に関心を示していない。むしろ条約秩序の維 持を重視して、協力・支援・圧力等さまな 手段により不遵守の解消と履行回復を実現しよ うとしている。これらの実行は、一般国際法の 適用を制限するという意味で、レジームとして

の性質を示している。

● CWCでは現在まで発生していない問題である が、レジームの限界を考える必要がある。共通 利益のための枠組である条約秩序を維持する国 際コントロールが、個別利益あるいは主観的権 利の救済の制度、つまり一般国際法上の報復的 措置に取って代わられる可能性である。本稿で はこのことをレジームの限界と表現した。レジー ムに限界があるのは、CWCが主観的権利・個 別利益・契約的均衡といった側面を完全に払拭 した、共通利益だけから成立しているレジーム ではないからである。CWCは個別利益と共通 利益が並存する秩序である。この個別利益は国 家にとって極めて重要な利益であることがある。 そこで、レジームがこの個別利益を実効的に守 れない場合には、特定国家が自らの個別利益を 条約の共通利益に優先させ、一般国際法上の権 利を行使することを認めざるをえない。

第2節 今後の課題

CWCの検討を行った結果、第1節でまとめた ように、CWCは伝統的な軍縮条約とは非常に異 なる権利義務構造を有することが明らかになった。 CWCに関しては、引き続きこれを見守ってい くこと自体が今後の課題の一つであるといえる。 なぜなら、本稿で検討したように、CWCの義務 には動態的な部分があり、OPCW及び締約国の実 行がその内容と性質の確定に、重要な役割を果た しているからである。例えば、CWCの権利義務 構造を分析する際に重要な指標であった履行確保 制度の、説明の要請や申立査察の要請は、これま で一度も用いられたことのない手続である。確か に規定や交渉過程での議論は、これら手続が、客 観化された義務のための手続であることを強く推 定させる。しかし、仮に今後、CWCの重要な義 務に関する違反の疑惑にもかかわらず、これらの 手続が用いられなかったり、あるいは比較的容易 に一締約国が報復的措置を発動したりする実行が 重なれば、履行確保制度の性格づけも、条約自体 の権利義務構造に関する結論も、見直さねばなら なくなるのは、当然である192。

今後の課題としてより重要なのは、軍縮条約に

ついて伝統的に述べられてきたことの再検討であ ると思われる。CWCがこれまでの軍縮条約に例 を見ない包括的な実体規定と国際コントロールを 備えるレジームとして成立していることは、条約 が冷戦終了直後の産物であること、化学兵器が多 くの国家にとって戦略上の決定的価値を失ったこ と等に依存している。したがって、CWC一例か ら、軍縮条約すべての傾向としてレジームと国際 コントロールについて語ることはもちろんできな い。しかし同時に、伝統的には、条約が二国間条 約であろうと多国間条約であろうと、また人道法 と関連して特定兵器の廃絶を目的とする条約であ ろうとそうでない軍備管理条約であろうと、これ を「軍縮条約」として統一的に理解しようとする 見解が支配的であった。CWCのユニークな特徴 が示しているのは、次の点であろう。軍備・兵器 の規制に関連する条約すべてが国家の安全に支配 された共通の特徴を有するという伝統的な仮定は、 再検討に値するという点である193。

最後に、本稿の検討枠組からは離れるが、より 一般的には以下の点を指摘できると思われる。本 稿ではCWCの履行確保制度を検討した結果、一 般に用いられる条約義務・条約違反・履行・遵守 (特に不遵守)といった概念が、CWCでは適用を 制限されたり、あるいは独自の意味をもって機能 したりすることを確認した。 つまり CWC が自律 的制度であることを履行確保の側面から確認した わけだが、このCWCの自律性は履行確保の側面 にとどまらない可能性がある。具体的には、CWC の理解には、規定及び実行から確認される条約の 権利義務構造が、決定的な役割を果たしていた。 したがって、条約違反への対応という履行確保の 側面だけでなく、条約の解釈、留保、その他の問 題についても、条約の権利義務構造の特徴が決定 的な役割を果たして、この条約を一般法から切り 離された自律的秩序にしている可能性がある。こ のように考えるならば、同一の原則及び規則を、 条約の権利義務の構造とかかわりなくすべての条 約に適用できるというアプローチ - これは条約 法条約のアプローチであるが- の点検が、今一 度必要なのではないだろうか。条約の理解にその 権利義務構造が大きな影響を及ぼす現象は、CWC においてのみ起こっている特異な現象ではないはずである。多くの多国間条約において、類似の現象が指摘されている現在、一般法として条約法が存在するという前提はを問い直す作業は、CWCと

軍縮条約という本稿の直接の検討対象を離れるものではあるが、今後の重要な課題の一つであると 考えられる¹⁹⁵。

¹ E.g., Wolfgang Friedmann, Changing Structure of International Law 60-71 (1964).

² Bruno Simma, From Bilateralism to Community Interest in International Law, 250 Recueil des cours de l'Académie de la Haye [RdC] 217, 229 (1994) [hereinafter Simma, Bilateralism].

³ この意味でsubjective, objective という表現を用いる例として Albert Bleckmann, The Subjective Right in Public International Law, 28 German Y.B. Int'l L. 144 (1985); Pierre-Marie Dupuy, Droit international public 456 (5e éd. 2000); Antonio Augusto Cançado Trindade, The Future of the International Protection of Human Rights, in Boutros-Ghali amicorum discipulorumque liber: paix, développement, democratic 961, 967 (1998); Pierre-Marie Dupuy, The International Law of State Responsibility: Revolution or Evolution?, 11 Mich. J. Int'l L. 103, 122 (1989). Community right, community obligation という表現ではあるが、現代国際法に関して同様の認識を示すものとして、Antonio Cassese, International Law 15-17 (2001).

⁴ Simma, Bilateralism, supra note 2, at 235; Oscar Schachter, International Law in Theory and Practice 75 (1991).

⁸ 山本草二『国際法(新版)』(1994年) 34頁; Roberto Ago, Communauté internationale et organisation internationale, in Manuel sur les organisations internationales 3, 8 (René-Jean Dupuy éd., 2e éd. 1998) [hereinafter "Manuel"]. 多国間の協力の契機としての共通利益に言及する際、経済などの分野をあげるものが多いが、安全保障を筆頭にあげるものとして Michel Virally, La notion de fonction dans la théorie de l'organisation internationale, in Mélanges offerts à Charles Rousseau, La communauté internationale 277, 279 (1974).

⁶ 客観化された義務を、レジームと呼べる多国間条約の重要な基準とするものとして Paul C. Szasz, *Introduction,* in Administrative and Expert Monitoring of International Treaties 1, 4 (Paul C. Szasz ed., 1999).

⁷ Simma, *Bilateralism*, *supra* note 2, at 253. 秩序の自律性と、上述の共通利益又は共通目的との関係について、小寺彰『WTO体制の法構造』(2000年) 81頁。

⁸ Eckart Klein, International Regimes, in 2 Encyclopedia of Public International Law 1354-59 (Rudolf Barnhardt ed., 1995); 吉田脩「国際法における『国際制度』の新展開-国際社会の組織化現象の理論的再検討-」国際法外交雑誌99巻3号 (2000年) 259, 266-69頁。ただしこれは国際法の分野での従来の用法であって、同一の用語は国際関係論でも、異なる定義のもとで用いられてきた。Stephen D. Krasner, Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervening Variables, in International Regimes 1, 1-5 (Krasner ed., 1983).

⁹ Winfried Lang, Regimes and Organizations in the Labyrinth of International Institutions [hereinafter Lang, Regimes], in Völkerrecht zwischen normativem Anspruch und politischer Realität: Festschrift für Karl Zemanek zum 65. Geburtstag 275, 276-78 (Konrad Ginther et al. eds., 1994) [hereinafter FS Zemanek].

¹⁰ Schachter, supra note 4, at 74-75.

¹¹ 規範の動態性やソフト・ローといった内部規範の性質に注目するものとしてLang, Regimes, supra note 9, at 277; Winfried Lang, Diplomacy and International Environmental Law-Making: Some Observations, 3 Y.B. Int'l Envtl. L. 108, 110 (1992). 履行確保手続の目的が損害に対する個別的救済でない点を特徴の一つにあげるものとして村瀬信也「国際環境レジームの法的側面-条約義務の履行確保-」世界法年報 19 号(1999 年)2, 11 頁。義務の性質が主観的か客観的かを重視するものとしてSzasz, supra note 6, at 4.

¹² 小寺前掲書・注7、73-81頁。

¹³ 小寺前掲書・注7、62頁。

¹⁴ 伝統的国際法を「私法的」とする例として、Simma, Bilateralism, supra note 2, at 231; Claudia Annacker,

- The Legal Régime of Erga Omnes Obligations in International Law, 46 Austrian J. Pub. Int'l L. 131, 138 (1994).
- ¹⁵ 森田章夫「国際コントロールにおける機能分化-国家実行に基づく分類基準試論」、『内田久司先生古稀:国際社会の組織化と法』(柳原正治編、1996年) 299, 300頁; Antonio Cassese, Il controllo internazionale: contributo alla teoria delle funzioni di organizzazione dell'ordinamento internazionale 31 (1971).
- 16 山本草ニ「国際行政法の存立基盤」国際法外交雑誌 67巻5号(1969年)529, 539頁。
- ¹⁷ Hugo J. Hahn, *International Controls*, in 2 Encyclopedia of Public International Law 1079, 1082-84 (Rudolf Bernhardt ed., 1995); Nicolas Valticos, *Contrôle*, in Manuel, *supra* note 5, at 461, 462-64; 森田章夫『国際コントロールの理論と実行』(2000年) 155-160頁。
- 18 国際コントロール一般について Dupuy, Droit international public, supra note 3, at 475-77; Hubert Thierry, Le droit international public 200-01 (5e éd. 1986); Winfried Lang, "Peer Review" of Environmental Performances in International Organizations, in Liber Amicorum Professor Seidl-Hohenveldern in Honour of His Eightieth Birthday 381, 381-82 (G. Hafner et al. eds., 1998) [hereinafter Lang, Peer Review]; 経済関連条約について Hugo Hahn, Le contrôle de l'exécution de l'obligation des états, in Aspects du droit international économique: élaboration, côntrole, sanction 37, 40-48 (Société française pour le droit internatinal éd., 1972) [hereinafter Aspects]; 人権関連条約について Nicolas Valticos, Des paralléles qui devraient se rejoindre: les méthodes de contrôle international concernant les conventions sur les droits de l'homme, in Recht zwischen Umbruch und Bewährung, Festschrift für Rudolf Bernhardt 647, 650-57 (Ulrich Beyerlin et al. eds., 1998) [hereinafter FS Bernhardt]; 軍縮条約についてEric Myjer, The Law of Arms Control and International Supervision, in The United Nations Decade of International Law 99, 105-07 (Marcel Brus et al. eds., 1991).
- ¹⁸ 各国が裁量によって主観的な義務解釈を行う状態と対比した、義務内容を一義的に確定するという意味での客観 (objective) 性について Dupuy, Droit international public, supra note 3, at 472-73; Pierre-Marie Dupuy, International Control and State Responsibility, in FS Zemanek, supra note 9, at 307 [hereinafter Dupuy, Control]; Cassese, supra note 15, at 308-10; Niels Blokker & Sam Muller, A General Introduction, in 1 Towards More Effective Supervision by International Organizations, Essays in Honour of H. G. Schermers 1, 2 (Niels Blokker & Sam Muller eds., 1994).
- ²⁰ 一般論として Albert Bleckmann, General Theory of Obligations under Public International Law, 38 German Y.B. Int'l L. 26, 34-35 (1995); 人権関連条約について Cançado Trindade, supra note 3, at 967; 環境関連条約について兼原敦子「地球環境保護における損害予防の法理」国際法外交雑誌 93 巻 3・4 合併号(1994 年)448, 481-83 頁; 客観化された義務と国際コントロールの関係について森田前掲書・注 17、87 頁; 客観化された義務と共通利益又は共通目的の関係について Christian Dominicé, The International Responsibility of States for Breach of Multilateral Obligations, 10 Eur. J. Int'l L., 353, 355 (1999), 小寺前掲書・注 7、65-67, 81 頁。
- 11 一般論として Naoya Okuwaki, The Changing Nature of International Obligations: Can Voluntary Compliance Overcome the Difficulties in the Present Nation-State System?, in Trilateral Perspectives on International Legal Issues: Theory into Practice 61, 69-71 (T. J. Shoenbaum et al. eds., 1998) [hereinafter Trilateral Perspectives]; Dupuy, Droit international public, supra note 3, at 479; G. J. H. van Hoof and K. de Vey Mesdagh, Mechanisms of International Supervision, in Supervisory Mechanisms in International Economic Organisations: In the Perspective of a Restructuring of the International Economic Order 3, 12-14 (Pieter van Dijk ed., 1984); 経済関連条約について Michel Virally, L'élaboration du droit économique international, in Aspects du droit international économique, supra note 18, Aspects, at 171, 172; 環境関連条約について Ulrich Beyerlin, State Community Interests and Institution-Building in International Environmental Law, 56 Zeitschrift für ausländisches öffentliches Recht und Völkerrecht [ZaöRV] 602, 614-16 (1996); 軍縮条約について Myjer, supra note 18, at 105-07.
- **Z* 一般論としてDupuy, Control, supra note 19, at 316-18; Winfried Lang, Is the Ozone Depletion Regime a Model for an Emerging Regime on Global Warming?, 9 UCLA J. Envtl. L. & Pol'y 161, 163 (1991); オゾン層保護条約の不遵守手続について Martti Koskenniemi, Breach of Treaty or Non-Compliance? Reflections on the Enforcement of the Montreal Protocol, 3 Y.B. Int'l Envtl. L. 123, 143-45 (1992); WTOについて小寺前掲書・注7、62, 80-81頁; 軍縮条約についてWinfried Lang, Compliance with Disarmament Obligations,

- 55 ZaöRV 69, 76 (1995) [hereinafter Lang, Compliance].
- ** なお以下本節で概観するように、CWCがジュネーブ軍縮会議において交渉された条約であることも影響してか、CWC は軍縮・軍備管理条約として分析されることが多い。そこで本稿もとりあえず CWC をこの系譜から分析するアプローチをとる。ただし、化学兵器の使用禁止を明示した CWC を人道法関連の軍縮条約とする、本稿とは異なった整理も可能である(Natalino Ronzitti, Diritto internazionale dei conflitti armati 257 (1998))。これまで化学兵器等の特定兵器使用が条約によって禁止されながら、生産・保有が禁止されないために、使用禁止が実効性を欠いていたこと(Bert V. A. Röling, The Law of Arms Control and Disarmament, in Essays in Honour of Judge Manfred Lachs 731, 741-42 (Jerzy Makarczyk ed., 1984))にかんがみると、CWC の人道法の観点からの分析は十分に妥当性を有すると思われる。CWC における化学兵器廃絶と人道法上の法益の関連は各国により明確に認識されているし(E.g., Final Declaration of the Conference of States Parties to the 1925 Geneva Protocol and Other Interested States on the Prohibition of Chemical Weapons, para. 1 (1989))、一般論としても、軍縮条約は、jus ad bellumに関する予防手段であるだけでなく、jus in belloの違反の予防手段と位置づけることができる(Daniel Frei, International Humanitarian Law and Arms Control, 267 Int'l Rev. Red Cross 491, 494-98 (1988))。
- * 伝統的には、軍縮 (disarmament) 条約と軍備管理 (arms control) 条約は、義務の性質や保護法益等の観点から、法的に特段区別する必要はないと考えられており、単に量的削減を伴う場合に前者、伴わない場合に後者を用いることが多い (Louis Henkin, Arms Control 4 (1961))。しかし、軍縮条約をより広い概念として用いる論文や軍備管理条約をより広い概念として用いる論文もあり、統一的用法はない。本稿では、とりあえず両者をさして軍縮条約の用語を用いる。
- ²⁵ Philippe Weckel, *Droit de la paix et de la sécurité internationales, in* Droit international public 521, 557 (Denis Alland éd., 2000); 条約形成時の相互主義的考慮を含む意味での相互性の定義として、山本草二「国際経済法における相互主義の機能変化」、『国際関係法の課題・横田先生鳩寿祝賀記念論文集』(高野雄一他編、1988年) 243, 245 頁。
- ²⁶ Michael Bothe, *Friedenssicherung und Kriegsrecht, in* Völkerrecht 603, 640 (Wolfgang Graf Vitzthum ed., 2d ed., 2001).
- ²⁷ Eric Myjer, Supervisory Mechanisms and Dispute Settlement, in Avoidance and Settlement of Arms Control Disputes 149, 168-69 (Julie Dahlitz ed., 1994).
- ²⁸ Serge Sur, *Vérification en matière de désarmement*, 273 RdC 9, 73 (1998) [hereinafter Sur, *Désarmement*]. Sur は、個別利益と全体の利益の区別に実際的意味がないことを示す例として、多国間条約での個別利益のための二国間処理が条約自体の利益に貢献しうることを挙げる。
- ²⁹ E.g., Jessica E. Stern, Cooperative Security and the Chemical Weapons Convention, 15 Contemp. Security Pol'y 30, 31 (1994). ちなみに CWC が人道法関連の軍縮条約であることを重視する場合には、 化学兵器の使用の禁止という人道法の保護法益が個別の利益でなく条約上の共通利益であると考えることになる。
- ³⁰ Winfried Lang, Verhinderung von Erfüllungsdefiziten im Völkerrecht, Beispiele aus Abrüstung und Umweltschutz, in Für Staat und Recht: Festschrift für Herbert Schambeck 817, 817-25, 827-28 (Johannes Hengstschlager et al. eds., 1994).
- ³¹ Serge Sur, Une approche juridique de la vérification en matière de désarmement et de limitation des armements, in Guy Ladreit de Lacharrière et la politique juridique extérieure de la France 324, 348 (1989) [hereinafter Sur, Approche].
- ³² Serge Sur, Conclusions générales, in La Convention sur l'interdiction et l'élimination des armes chimiques : une percée dans l'entreprise multilatérale du désarmement 609, 619 (Daniel Bardonnet éd., 1995) [hereinafter "Percée"]. Sur は contre-mesure と表現しているが、その内容は以下に記述する一般的用法にいう報復・対抗措置の両方を含む、報復的措置全般であると思われる。See Allan Rosas, Reactions in the Event of Breach, in Percée, 555, 578 [hereinafter Rosas, Breach].
- ** 国際法学会編『国際関係法辞典』(1995年) 721頁。 Reprisal と countermeasure は歴史的経緯の異なる用語であるが、ここではとりあえず互換性のある用語として扱い、以下では対抗措置 countermeasure の方を用いる。 See Gaetano Arangio-Ruiz, Third Report on State Responsibility, [1991] 2 Y.B. Int'l L. Comm'n 10-11 U.N. Doc. A/CN.4/440 and Add.1.
- ³⁴ E.g., Elizabeth Zoller, Peacetime Unilateral Remedies 5, 35 (1984). ただし rétorsion を、違法でない非友

- 好的行為に対する非友好的行為と定義する学説もある。*E.g.*, Emmanuel Decaux, La réciprocité en droit international 224 (1979).
- 35 ILC 国家責任に関する暫定条文草案 (2001年, UN. Doc. A/CN.4/L. 602/Rev.1) 22条。
- 36 Rosas, Breach, supra note 32, at 588.
- ³⁷ David A. Koplow, Long Arms and Chemical Arms: Extraterritoriality and the Draft Chemical Weapons Convention, 15 Yale J. Int'l L. 1, 67 (1990). 一般国際法において、管轄権の域外適用は権限とその規制の問題であった。これに対して、将来のCWCではその趣旨目的から、管轄権の域外適用は規制されるのとはおよそ逆に、奨励されさらには義務とされると、Koplow は述べる。
- ** Peter Oppenheimer, A Chemical Weapons Regime for the 1990s: Satisfying Seven Critical Criteria, 11 Wis. Int'l L.J. 1, 19-20, 47 (1992). Oppeneheimer は、条約法の事情変更の原則に該当する状況が発生しても、レジームにおいてはこの原則の適用を許さず、代わりにレジームの側が変化した状況への適応の可能性を探らねばならない、とする。
- ³⁸ Sur, Désarmement, supra note 28, at 36. 例えば戦間期の軍縮条約が、曖昧さ・解釈の余地の極めて少ない条約であった点を強調するものとして、Léon de Brouckère, Les travaux de la Société des Nations en matière de désarmement, 25 RdC 369, 386 (1928).
- ⁴⁰ Eric P. J. Myjer, Non-compliance Procedures and their Function in International Law: the Case of Chemical Weapons Convention, in Contemporary International Law Issues: New Forms, New Applications, Proceedings ASIL/NVIR, 355, 363 (1997) [hereinafter Myjer, CWC].
- ⁴¹ Eric P. J. Myjer, The Organization for the Prohibition of Chemical Weapons: Moving Closer Towards an International Arms Control Organization? A Quantum Leap in the Institutional Law of Arms Control, in Issues of Arms Control Law and the Chemical Weapons Convention: Obligations Inter Se and Supervisory Mechanisms 61, 125 (Eric P. J. Myjer ed., 2001).
- 42 Sur, Désarmement, supra note 28, at 32-33.
- ⁴³ Serge Sur, *Droit de la paix et de la sécurité internationales, in* Droit international public 609, 674 (Jean Combacau et Serge Sur éds., 4e éd. 1999).
- ⁴⁴ Bothe, supra note 26, at 640. 類似の認識として Myjer, CWC, supra note 40, at 355-56.
- 45 Sur, Désarmement, supra note 28, at 46.
- ⁴⁶ Georg Schwarzenberger, Power Politics 540 (2d ed. 1951); Philip John Noel Baker, Disarmament 195 (1926).
- ⁴⁷ Charles de Visscher, Théories et réalités en droit international public 90 (4e éd. 1970); John Maurer, Arms Control and the Washington Conference, in The Washington Conference, 1921-22, at 267, 289 (Erik Goldstein & John Maurer eds., 1994).
- ** 当時の英米等のこのような認識を示す例として Address by the Prime Minister Ramsay MacDonald, The London Naval Conference, 1930, 9 J. Royal Inst. Int'l Aff. 429, 439 (1930); Treaty for the Limitation of Naval Armament and the Exchange of Information Concerning Naval Construction: Hearing Before the Senate Comm. on Foreign Relations, 74th Cong., 2d Sess. 33 (1936), cited in George Bunn, Missile Limitation: By Treaty or Otherwise?, 70 Colum. L. Rev. 1, 35 (1970).
- ⁴⁹ A. Mérignhac, Le désarmement : les Traités de paix de 1919-1920 : la Conférence de Washington de 1921-1922, 29 Revue générale de droit international public [RGDIP] 105, 134 (1922).
- ⁵⁰ 戦後の条約に関しても例えば Serge Sur, Problèmes de vérification dans le traité américano-soviétique du 8 décembre 1987 sur l'élimination des missiles à portée intermédiaire et à plus courte portée, 33 Annuaire français de droit international [AFDI] 69, 84 (1987).
- Hanspeter Neuhold, Legal Aspects of Arms Control Agreements, in Völkerrecht, Recht des internationales Organisationen, Weltwirtschaftsrecht: Festschrift für Ignaz Seidl-Hohenveldern 427, 448 (1988); Wolfgang Graf Vitzthum, Rechtsfragen der Rüstungskontrolle im Vertragsvölkerrecht der Gegenwart, in 30 Berichte der Deutschen Gesellschaft für Völkerrecht 94, 111 (1990); Sur, Droit de la paix et de la sécurité internationales, supra note 43, at 681.
- ⁵² Cindy A. Cohn, Note, *Interpreting the Withdrawal Clause in Arms Control Treaties*, 10 Mich. J. Int'l L. 849, 852 (1989).

- ss 藤田久一「軍縮の法的基礎」国際法外交雑誌 86巻6号 (1988年) 550, 572-73頁; Egon Schwelb, Nuclear Test Ban Treaty and International Law, 58 Am. J. Int'l L. 642, 662-63 (1964).
- ⁵⁴ Henri Meyrowitz, Les armes biologiques et le droit international 129 (1968).
- 55 Id. at 132.
- 56 Neuhold, supra note 51, at 436.
- ⁵⁷ Tadashi Tanaka, Some Legal Aspects of Disarmament, 30 Japanese Ann. Int'l L. 18, 29 (1987).
- ⁵⁸ このような見方は、軍縮条約と軍備管理条約が法的に意味ある区別と考えられてこなかったこととも合致している。規制対象を削減・撤廃するかそれとも維持するかという数量基準によって、二つの名称を使い分ける場合にも、両者は安全保障に直結する政治的条約という特徴を共有しているため、いくつかの特徴をも共有する、いわば同一カテゴリーの条約と考えられたのである。
- ⁵⁹ Michel Virally, Le principe de la réciprocité dans le droit international contemporain, 122 RdC 1, 9 (1967).
- **** 部分的核実験禁止条約においてソ連の違反があった場合について、米国国務長官は以下のように述べた。 "It is our view that we would not have to wait ninety days..., because where the gut of the treaty collapses, we are not limited just by the withdrawal clause." この発言において言及されたブリーフは、 "If another party violated the treaty, the United States could treat the violation as an 'extraordinary event' within the meaning of article IV, or it could withdraw from the treaty immediately"とする。 The Nuclear Test Ban Treaty: Hearing Before the Senate Comm. on Foreign Relations, 88th Cong., 1st Sess. 37-40 (1963), reprinted in 14 Digest of International Law 473-74 (Marjorie M. Whiteman ed., 1970).
- ⁶¹ ウィーン条約法条約60条2項。Weckel, *supra* note 25, at 558; ABM条約への条約法適用について Phillip R. Trimble, *Legal Dimensions of Arms Control and Disarmament*, 1 Encyclopedia of Arms Control and Disarmament 371, 372-73 (Richard Dean Burns ed., 1993).
- 62 Neuhold, supra note 51, at 441.
- ⁶⁸ NPTにおける1カ国の脱退が他の締約国の脱退を招く可能性について N. Bombey et al., *Becoming a Non-Nuclear State: Britain, the NPT and Safeguard,* 63 Int'l Aff. 191, 200 (1987).
- ⁶⁴ Weckel, supra note 25, at 557. この点、Fitzmaurice は、軍縮条約における相互性が、純粋な二国間での主観的権利義務関係とはいいきれないことを認めつつ、違反への対応という観点からは条約終了等の措置をとれるとせざるをえないと考えた。Fitzmauriceによれば外交関係条約は二国間の主観的(原文では reciprocal)権利義務の集合体としての多国間条約の例である。その対極にあるのが人権保護条約のように、相互的ではない、客観化された(原文では absolute)義務を定める条約である。これらと比較すると軍縮条約の義務は、相手国の履行を前提として履行する義務、その意味で受けとる利益の対価として与えるという相互性を基盤にした義務ではあるが、二国間関係には分解できない義務である。そこにはすべての締約国の履行を前提とした、相互依存的な(interdependent)権利義務関係が創設されている。軍縮条約はこの第三のカテゴリーに属する条約であるために、一締約国の違反に対して条約義務の終了・停止あるいは脱退といった、負の均衡回復措置をとることが許される。Sir Gerald Fitzmaurice, Second Report on the Law of Treaties, [1957] 2 Y.B. Int'l L. Comm'n 53-54, U.N. Doc. A/CN.4/107; Sir Gerald Fitzmaurice, Third Report on the Law of Treaties, [1958] 2 Y.B. Int'l L. Comm'n 44, U.N. Doc. A/CN.4/115.
- ⁶⁵ ある締約国による違反の際、条約の存在する以前の法的関係に戻してしまうという負の均衡回復措置がとられるのは、問題となっている条約が恩恵・利益の相互交換という性質を有するためであることを説明するのに、Riphagen は「バーター取引的条約」という表現を用いる。Willem Riphagen, *Third Report on the Content, Forms and Degrees of International Responsibility*, [1982] 2 Y.B. Int'l L. Comm'n 43, U.N. Doc. A/CN.4/354 and Add. 1 and 2.
- ⁶⁶ Serge Sur, Can A "Minimum Verification Standard" be Defined in the Field of Disarmament or Arms Limitation?, in Verification and Arms Control: Implications for European Security, The Results of the Sixth International AFES-PRESS Conference, Part II, 9, 17 (Hans Günter Brauch ed., 1990); Sur, Désarmement, supra note 28, at 87.
- ⁶⁷ このような問題点を政策的観点から指摘するものとして Phillip R. Trimble, Beyond Verification: The Next Step in Arms Control, 102 Harv. L. Rev. 885, 892-95 (1989).
- ⁶⁸ 条約解釈の問題に限られていないが、全体の合意を形成する解釈のほか、一カ国だけの一方的解釈と二カ国で形

成される解釈のそれぞれの問題についてGeorges Abi-Saab, "Interprétation" et "auto-interprétation", in FS Bernhardt, supra note 18, at 9, 16-18を参照。

- ⁶⁹ Sur, Approche, supra note 31, at 348.
- 70 Id.
- ⁷¹ Serge Sur, *Considérations générales sur la vérification, in* La vérification des accords sur le désarmement et la limitation des armements : moyens, méthodes et pratiques 11, 14 (UNIDIR, 1991).
- ⁷² 特に条約の趣旨目的を化学兵器の廃絶と考えることの根拠として Jan Klabbers, Strange Bedfellows: The "Interim Obligation" and the 1993 Chemical Weapons Convention, in Issues of Arms Control Law and the Chemical Weapons Convention, supra note 41, at 11, 20-21. 最初に述べたように、本章でもCWC上の共通利益として、化学兵器を管理することによる安全保障を想定して、客観化された義務に関する考察を進める。しかし、本稿では検討しない人道法の観点から、化学兵器廃絶による同兵器使用禁止の実効性強化をCWCの共通利益と考える場合にも、そのために主観的義務でなく客観化された義務が設定されたと考えられるであろう。
- ⁷³ 特定の違反や疑義に基づかない、定期的・継続的な査察は「客観的性質を有する」制度と考えることができる。 Riccardo Monaco, *Dal coordinamento al controllo nell'ordinamento internazionale, in* 1 Le droit international à l'heure de sa codification, Etudes en l'honneur de Roberto Ago 366 (1987).
- 14 以下、VAはCWCの検証議定書を示す。
- ⁷⁵ Walter Krutzsch and Ralf Trapp, A Commentary on the Chemical Weapons Convention 182 (1994).
- ⁷⁶ E.g., CFE条約14条5項及び同条約検証議定書、INF条約11条5項。
- "「制裁」は、本条の見出しに用いられている文言である。
- ⁷⁸ E.g., CD/343, at 6-8, 11 (1982); CD/500, at 8, 10-11, Annex I at 1-3 (U.S., 18 Apr. 1984); CD/961, at 27 (1 Feb. 1990); CD/1108, VIII 20 (d) footnote (27 Aug. 1991); CD/1111 (4 Sep. 1991); CD/1116 (20 Jan. 1992). 以下CD はジュネーブ軍縮会議の文書を示す。
- ⁷⁹ Thomas Bernauer, The Projected Chemical Weapons Convention: A Guide to the Negotiations in the Conference on Disarmament 180 (1990).
- ⁸⁰ Id.
- ⁸¹ Id.
- ⁸² Thomas Bernauer, The Organization for the Prohibition of Chemical Weapons (OPCW): Structure, Functions, and Potential Deficiencies, in Percée, supra note 32, at 331, 335.
- ** PC-VI/B/WP.11, at 2-3 (24 Feb. 1994), cited in Thomas Kurzidem, Challenge Inspections and Investigations of Alleged Use [hereinafter Kurzidem, Challenge Inspections], in The New Chemical Weapons Convention Implementation and Prospects 249, 257 (M. Bothe et al. eds., 1998) [hereinafter "Implementation and Prospects"]. 以下、PCはCWC採択から発効まで存在した準備委員会の文書を示す。
- Thomas Kurzidem, Conflict Management and the Chemical Weapons Convention, in Implementation and Prospects, supra note 83, at 287, 310 [hereinafter Kurzidem, Conflict Management].
- ** コントロール手続の開始資格が制限されないことを、国際コントロールの重要なメルクマールにするものとして Cassese, *supra* note 15, at 97-103. すべての締約国が開始させることのできるコントロール制度は、共通利益又は一般利益の存在を示すと考えるものとして Benedetto Conforti, Diritto internazionale 379 (5a ed. 1997); Dominicé, *supra* note 20, at 355.
- 86 Bernauer, supra note 79, at 181.
- 87 Kurzidem, Conflict Management, supra note 84, at 308.
- ⁸⁸ Masahiko Asada, Effectiveness and Limitations of Challenge Inspection: A Comparative Study of the Chemical Weapons Convention and Other Arms Control Agreements, in Trilateral Perspectives, supra note 21, at 227, 238; Kurzidem, Challenge Inspections, supra note 83, at 256.
- 89 Asada, supra note 88, at 238.
- 90 Lang, Peer Review, supra note 18, at 381-86.
- ⁵¹ 特定兵器の生産禁止を規定する多国間条約の権利義務関係に関する類似の指摘として Simma, Bilateralism, supra note 2, at 342. さらに CWC において権利義務関係の性質を示す重要な手がかりと思われるのは 14条である。14条は条約の解釈適用の紛争に関する手続であり、9条を中心とする履行確保制度とは別途規定されている。これは9条が紛争処理とは異なる趣旨の制度、すなわち客観化された義務の履行確保の制度であるのに対して、14

- 条が ICJ への提訴を始めとする、主観的権利義務を争う伝統的な紛争処理手段だからだと思われる。 しかも CWC は、14 条が 9 条手続を害するものではない(14 条 6 項)としており、明確に 9 条の国際コントロールに 優先順位を 付与している。
- ** 現時点で化学兵器保有を申告している締約国は、米・ロシア・インドその他1カ国の4カ国である。その他1カ国とは韓国であるといわれるが、当該国家は明示に名指しされることを拒否したため、OPCW の公式文書には、「その他1カ国」と表記されている。
- ⁹³ ロシア以外の3カ国は当該1%義務を履行した。C-V/DG/11.para. 17 (15 May 2000). 以下 C-ローマ数字は締約国会議とその会期、DG は CWC 技術事務局長の文書を示す。
- ** ロシアの廃棄経費は57億ドルと推定されている。Jean Pascal Zanders et al., *Chemical and Biological Weapon Developments and Arms Control, in* SIPRI Yearbook 1999: Armaments, Disarmament and International Security 565, 573 (Stockholm International Peace Research Institute ed., 1999).
- **S Russian Federation Federal Law No. 138-FZ, "On Ratification of the Convention on Prohibition of the Development, Production, Stockpiling and Use of Chemical Weapons, and on Their Destruction", reprinted in 38 Chemical and Biological Weapons Convention Bulletin [CBWCB] 6 (Dec. 1997). その後の進捗状況について、Iu. Kliukin, Russia and Chemical Weapons Convention, 46 Int'l Aff. 161, 166-168 (2000).
- 96 Brad Roberts, Chemical Disarmament and International Security, 267 Adelphi Papers 50 (1992).
- ⁹⁷ E.g., PC-XII/18 (Russia, 13 Dec. 1995). Serguei Bastsanov, Practical Aspects Concerning The Implementation of The Convention Prohibiting Chemical Weapons, 16 Disarmament 123, 140 (1993).
- ⁹⁸ Address by the President of the Russian Federation to the State Duma, *reprinted in Note by the Director-General (Dec. 1997)*.
- ** CWC 交渉過程では実際に、他国に先行して自国だけが化学兵器の軍事力を極端に下げることへの強い懸念が表明されていて、過渡期には他国の化学兵器廃棄の速度・程度に見合った化学兵器保有を認めるべきであるとの主張が長い間存在した。*E.g.*, CD/757 (France, 11 June 1987); Bernauer, *supra* note 79, at 29-32, 43-44, 95-100; Roberts, *supra* note 96, at 12, 51.
- ™ Виктор Литовкин, Известия 3 (26 апрель 1997).
- Daniel Feakes, Developments in the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons, 42 CBWCB 6, 12 (Dec. 1998).
- 102 C-IV/DG.12, para. 25 (28 June 1999).
- ¹⁰⁸ VA.IV.22-23. 2007年の最終期限についても、期限遵守ができないと考える締約国は9年目までにその旨を執行 理事会に通報し、理事会から5年延長の許可を得ることができる (VA.V.8; VA.IV.24ないし28)。
- [™] EC-XIX/DEC.6 (7 April 2000). 以下 EC は CWC の執行理事会の文書を示す。
- 105 C-V/DEC.14 (17 May 2000).
- 106 C-V/DEC.15 (17 May 2000).
- 107 ロシアの誠実な履行努力を事務局長は一貫して強調している。C-V/DG.11, para. 28 (15 May 2000).
- ¹⁰⁸ 他の締約国からの支援・協力について Valery V. Semin, Destruction of Chemical Weapons and Demilitarisation of Chemical Weapons Production Facilities: International Assistance to Russia, in Synthesis (OPCW ed., 2000).
- ¹⁰⁹ See Opening Statement by the Director-General to the Executive Council at its Twenty-Second Session, para. 21-22 (5 Dec. 2000).
- ¹¹⁰ Ian R. Kenyon, Chemical Weapons in the Twentieth Century: Their Use and Their Control, 48 CBWCB 1, 15 (June 2000).
- Masha Katsva, Russian Chemical Demilitarization: One Step Forward, Two Steps Back, 4 (No. 4) The Monitor 38, 42 (fall 1998).
- Lang, Compliance, supra note 22, at 75-77.
- 118 ILC 国家責任に関する暫定条文草案 (2001年、U.N.Doc. A/CN.4/L.602/Rev.1) 1条。
- 14 条約及び附属書中、総論的原則的規定で具体化を必要とする条文の例として、8条39項(b)(緊急・人道的支援のため貯蔵する物品)、VA.II.42(査察手続の詳細)、VA.IV.30ないし32(情報提供期限)などがある。
- 115 1993年の調印式の際に採択された、「化学兵器禁止機構のための準備委員会設立決議(バリ決議)」は、準備委員会に 2つの主要任務を付与している。第一に、OPCW 立ち上げの準備を進める(para. 1-11)。第二に、条約上

- 締約国会議の後の承認に委ねられた詳細未定の部分について、勧告・ガイドライン・規定草案を作成する (para. 1 2)。後者については準備委員会の関連文書のほか、Anil Wadhwa, The Preparatory Phase of Setting up the Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons, 16 Disarmament 141 (1993).
- ¹¹⁶ 「条約発効後2年間でOPCW は...250ページに及ぶ、解釈及び実施に関する決定を行った」。 Kenyon, supra note 111, at 6. See also Winfried Lang, Is It Monitoring or Compliance-Control?, in Szasz, supra note 6, at 255, 259.
- PC-V/B/WP.15, Sec.II.1, Annex 1 (1 Dec. 1993); PC-VI/B/WP.20, para. 3 (8 Apr. 1994); PC/VII/B/WP.7, para. 6.5 (25 May 1994); PC-VIII/B/WP.10 para. 7.1 (14 Sep. 1994); PC-IX/B/WP.2, para. 5.1-5.3 (14 Oct. 1994); PC-XI/B/WP.1, para. 2.2 (27 July 1995); PC-XIII/B/WP.6, para. 2.3 (23 Feb. 1996); PC-XVI/37, para. 7.9 (15 Apr. 1997).
- ¹¹⁸ E.g., PC-V/B/1 (Russia, 6 Oct. 1993).
- 119 C-II/DEC.7 (5 Dec. 1997).
- Daniel Feakes, Developments in the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons, 41 CBWCB 6, 10 (Sep. 1998).
- ¹²¹ C-IV/DEC.16 (1 July 1999) ; C-IV/6, para. 19.3 (2 July 1999).
- 122 Opening Statement of the Director-General to the Seventeenth Session of the Executive Council, para. 6 (30 Nov. 1999). 2000年5月になってようやく、表剤2B及び表剤3については30%以下を「低濃度」とするガイドラインが採択された。表剤2Aについては2001年締約国会議でのガイドラインの採択を目指すこととしている。C-V/DEC.19 (19 May 2000).
- ¹²³ Act to Implement the Obligations of the United States under the Chemical Weapons Convention (H.R. 4328, 1998), § 402.
- ¹²⁴ The CWC at the Two-Year Mark: An Interview With Dr. John Gee, 29 (No. 3) Arms Control Today [ACT] 3, 8-9 (Apr./May 1999) [hereinafter Two-Year Mark].
- ¹²⁵ New Chronology, 43 CBWCB 15, 37-38 (Mar. 1999).
- 126 他国がこの種の国内措置を、「条約の留保のように」相互主義的効果をもつものとして扱うことを懸念するもの として Michael P. Scharf, Clear and Present Danger: Enforcing the International Ban on Biological and Chemical Weapons through Sanctions, Use of Force, and Criminalization, 20 Mich. J. Int'l L. 477, 485 (1999).
- ¹²⁷ 表剤2の非締約国への輸出禁止・規制対象となる化学物質の濃度については、VA.VII.31; C-V/DEC.16 (17 May 2000).
- ¹²⁸ Burrus M. Carnahan, Export Controls and Sanctions, Implementing the Chemical Weapons Convention: Progress and Challenges, 88 Proc. Am. Soc'y Int'l L. 230, 231 (1994).
- 129 Two-Year Mark, supra note 124, at 8.
- ¹³⁰ Sur, Désarmement, supra note 28, at 36.
- Dupuy, Control, supra note 19, at 315.
- ¹³² いうまでもなく、法的拘束力がないことは、条約機関の行為が法的でなく政治的行為であることと、同じことではない。Serge Sur, Compte rendu des débats, in Percée, supra note 32, at 230. 国家が同意した範囲での法に厳密に準拠することがコントロールの正統性を担保するという理由から、コントロール機関の法規範形成の機能に対して懐疑的と思われるものとして、小寺前掲書・注7、118-19頁。
- ¹³³ Verification Practice under the Chemical Weapons Convention: A Commentary 133 (Walter Krutzsch & Ralf Trapp eds., 1999).
- 184 ただし、第5回締約国会議は、化学物質の一部に関する「低濃度」ガイドラインとして 30%を採択した際に、 2002年1月1日を期限としてガイドラインの実施を求めたので(C-V/DEC.19(19 May 2000))、第5回締約国会議以降この期日までは、少なくとも表剤 2B 及び表剤 3 については 30% を超える国内法を有していても、条約違反は発生しないことになる。
- 185 例えば、CWC採択後条約の発効まで活動した準備委員会との関係では、条約の解釈権限は最終的には締約国にあって準備委員会にはないと考えられていた。Natalino Ronzitti, *Compte rendu des débats, in* Percée, *supra* note 32, at 228.
- ¹³⁶ C-V/DG.11, para. 32 (15 May 2000).

- Dupuy, Droit international public, supra note 3, at 479.
- 38 2000年2月になお重大問題とされていた申告の問題は、第5回締約国会議までに132カ国すべてが申告を行なったことで、一度は解消した(C-V/DG.11, para. 14)。今後は、新たな批准国の申告義務、既存の締約国の年次申告・定期申告に関連して、同じ問題は発生し得る(第5回締約国会議以降加盟した締約国による不遵守の発生状況についてはPamela Mills, Developments in the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons, 49 CBWCB 7, 8 (2000)を参照)。また類似の問題として、7条の国内法実施義務や各種通知・通告義務に関連する不遵守問題が継続している。第5回締約国会議の時点で132カ国中、国内担当局の通知を行ったのは100カ国、査察チーム入国ポイントを通知していたのは75カ国、査察チーム特別フライトに関連する通知を行っていたのは62カ国、実施した国内法のOPCWへの報告を行った締約国は47カ国にすぎなかった。第4回締約国会議で既に「締約国の注意を喚起するため」、7条の遵守に関する事務局長報告が発出されたが大きな改善は見られず、条約違反を厳密に問題とせず不遵守の原因除去の支援を行うという対処が、ここでもとられている。例えばOPCWは、国内法整備支援セミナー開催といった対処をとってきた(C-III/4, para. 19.3 (20 Nov. 1998); C-IV/6, para. 10.7 (2 July 1999))。第5回締約国会議は、理事会・事務局に対して明示的に「締約国の7条1項及び5項の義務履行の努力を支援する」よう要請した(C-V/DEC.20 (19 May 2000))。
- 139 C-IV/DG.12, para. 10 (28 June 1999).
- 140 ただし米国は、1999年12月30日に産業関連の申告のための国内措置をとり、2000年に表剤1・2に関する申告を行った。Seth Brugger, U.S. Issues Chemical Industry Regulation, ACT (Jan./Feb. 2000).
- Daniel Feakes, Developments in the Organization for the Prohibition of Chemical Weapons, 43 CBWCB 2, 3 (Mar. 1999).
- 142 Two-Year Mark, supra note 124, at 8.
- 143 C-II/2°EC-VI/2 (31 Oct. 1997).
- 144 EC-X/2, para. 3.4 (19 June 1998).
- 145 C-III/DG.11 (13 Nov. 1998).
- Michael Moodie, The Last Decade of Chemical and Biological Arms Control: Good Times and Bad Times, 39 UNIDIR Newsletter 24, 25 (1998).
- ¹⁴⁷ Opening Statement by the Director-General to the Nineteenth Session of the Executive Council, para. 29-31 (7 Apr. 2000).
- ¹⁴⁸ C-V/6, para. 10.1 (19 May 2000).
- 149 C-IV/DG.12, para. 10 (28 June 1999).
- 150 C-IV/DG.12, para. 10-11 (28 June 1999); see also C-III/DG.12, para. 9 (16 Nov. 1998).
- ¹⁸¹ Erik J. Leklem, CWC Parties Hold Second Conference; Membership Reaches 106 States, 27 (No. 8) ACT (Nov./Dec. 1997).
- ¹⁵² C-V/DG.11, para. 20 (15 May 2000).
- Dupuy, Droit international public, supra note 3, at 477-78.
- ¹⁸⁴ Erik J. Leklem, At One Year, CWC Progress Tempered by Limited Transparency, 28 (No. 3) ACT (Apr. 1998).
- 155 C-IV/6, para. 10.1 (2 July 1999).
- ¹⁵⁶ 環境分野の条約に関するこのような問題意識として、兼原前掲論文・注 20、484-85 頁; 臼杵知史「地球環境保護条約における履行確保の制度」世界法年報 19号(1999年)72, 91 頁。
- ¹⁵⁷ 報復はそもそも合法であるため CWC 上大きな問題とはならないとされるが (Rosas, *Breach, supra* note 32, at 578)、一般国際法上許される個別措置という意味で、本章のレジームの検討では、対抗措置とともに検討の対象とする。
- ¹⁵⁸ 国際機構を創設する以上、一方的な自助の措置をとらない暗示の義務があると考えるものとして Conforti, supra note 85, at 382.
- 159 Rosas, Breach, supra note 32, at 561.
- ¹⁸⁰ Andrea de Guttry, *The Organization for the Prohibition of Chemical Weapons, in Implementation and Prospects, supra* note 83, at 119, 124.
- ¹⁶¹ Natalino Ronzitti, La Convention sur l'interdiction de la mise au point, de la fabrication, du stockage et de l'emploi des armes chimiques et sur leur destruction, 99 RGDIP 881, 905 (1995).

- Allan Rosas, Reactions to Non-Compliance with the Chemical Weapons Convention, in Implementation and Prospects, supra note 83, at 415, 459 [hereinafter Rosas, Reactions]; Cassese, supra note 3, at 210-11.
- Rosas, Reactions, supra note 162, at 433.
- ¹⁶⁴ Sur, Conclusions générales, supra note 32, at 619-20.
- 165 CD/952 Appendix II (1989).
- Rosas, Reactions, supra note 162, at 458; Natalino Ronzitti, Relations Between the Chemical Weapons Convention and Other Relevant International Norms, in Percée, supra note 32, at 167, 180.
- ¹⁶⁷ Annacker, supra note 14, at 149-50.
- ¹⁶⁸ Ian R. Kenyon, *Dispute Resolution in Multilateral Arms Control, in Peaceful Resolution Of Major International Disputes 253, 259 (Julie Dahlitz ed., 1999).*
- ¹⁶⁹ Reservations to the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide 1951 I.C.J. 15, 23 (May 28).
- 1⁷⁰ 条約法条約の条約終了等を論じるにあたり、いかなる多国間条約にも契約的関係が残るのが通常であるとの認識として、Sir Humphrey Waldock, Second Report on the Law of Treaties, [1982] 2 Y.B. Int'l L. Comm'n 76-77, U.N. Doc. A/CN.4/156 and Add. 1-3. See also Denis Alland, Droit des traités, supra note 25, at 215, 217. 兼原敦子「国際環境法の発展における『誓約と審査』手続の意義」立教法学38巻(1994年)46, 58頁も参照。また Riphagen の「バーター取引的要素の存在しない条約はほとんどない」という表現も同様の趣旨と思われる。Riphagen, supra note 65, at 43.
- Winfried Lang & Walter Gehr, La Convention sur les armes chimiques et le droit international, 38 AFDI 136, 146 (1992).
- 172 CD/952 Appendix II (1989).
- 178 脱退規定に関する一般論としてPascal Boniface, Les sources du désarmement 106-07 (1989).
- 174 吉田前掲論文・注8、265頁。
- ¹⁷⁵ 山本良「国際法上の「自己完結的制度」に関する一考察」国際法外交雑誌 93 巻 2 号(1994 年) 158 頁; 山本良「自己完結型紛争処理の機能と限界」宮城教育大学紀要 33 巻(1998 年) 29 頁; 岩沢雄司『WTO の紛争処理』(1995 年) 161 頁; Christian Dominicé, Les rapports entre le droit diplomatique et le système des contre-mesures entre états, in L'ordre juridique international entre tradition et innovation 317, 326-27 (1997).
- ¹⁷⁶ Bruno Simma, Self-Contained Regimes, 16 Neth. Y.B. Int'l L. 111, 133 (1985).
- Id. at 135. See also Bruno Simma, How Distinctive Are Treaties Representing Collective Interest? The Case of Human Rights Treaties, in Multilateral Treaty-making 83, 87 (Vera Gowlland-Debbas ed., 2000).
 Simma, Self-Contained Regimes, supra note 176, at 135.
- 179 Id. at 133.
- 180 Id. at 133.
- ¹⁸¹ Andrea Gioia, *The Chemical Weapons Convention and its Application in Time of Armed Conflict, in* Implementation and Prospects, *supra* note 83, at 379, 412. もちろん Gioia はこの種の戦時復仇が1925年毒ガス議定書及び慣習法によって、禁止されていないとの立場をとっている。
- 182 環境分野の共通利益とBC兵器規制の共通利益の類似性についてSzasz, supra note 6, at 4-5. 環境分野の条約 における利益の性質一般についてGünther Handl, Environmental Security and Global Change, The Challenge to International Law, 1 Y.B. Int'l Envtl. L. 3, 32-33 (1990).
- 183 Dupuy, Control, supra note 19, at 312; CWCを明示的に名指しした上で環境分野の条約の履行確保制度との類似点を指摘するものとしてRobin R. Churchill & Geir Ulfstein, Autonomous Institutional Arrangements in Multilateral Environmental Agreements: A Little-Noticed Phenomenon in International Law, 94 Am. J. Int'l L. 623, 657-58 (2000).
- Laurence Boisson de Chazournes, La mise en oeuvre du droit international dans le domaine de la protection de l'environnement : enjeux et défis, 99 RGDIP 37, 53 (1995).
- ¹⁸⁵ Koskenniemi, supra note 22, at 149; Rüdiger Wolfrum, Means of Ensuring Compliance with and Enforcement of International Environmental Law, 272 RdC 9, 153-54 (1998).
- ¹⁸⁶ 高村ゆかり「国際環境条約の遵守に対する国際コントロール モントリオール議定書の Non-compliance 手続(NCP)の法的性格 -」一橋論叢 119巻1号(1998年)67, 72頁。

- ** 遠井朗子「多数国間環境保護条約における履行確保 モントリオール議定書不遵守手続の検討を手がかりとして 」阪大法学48巻3号 (1998年) 715, 731頁。
- ¹⁸⁸ Boisson de Chazournes, *supra* note 184, at 66-67. CWCにおいて申立査察要請が被査察国に通知されると、12 時間以内に査察チームが入国し(9条15項)、入国後36時間以内に査察場所へ移動(VA.X.14)、査察場所到着後72時間以内に査察自体が開始される(VA.X.21)。査察は開始後84時間以内に完了する(VA.X.57)。
- 189 ただし、現在のILCの国家責任条文草案の特別報告者 Crawford は、環境条約・軍縮条約いずれの場合も、「特定の一カ国あるいは複数の国家が、違反によって特に影響を受けることも考えられなくはないが、これは実際には起こりにくい」と考えている。James Crawford, *Third Report on State Responsibility*, [2000] A/CN.4/507, 47. しかし Crawford は、軍縮条約の例として地域的非核化条約と実験禁止条約をあげており、CWCのような条約が念頭におかれていると断言できない。
- ¹⁹⁰ Abram Chayes & Antonia Handler Chayes, The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements 19 (1995); 人権条約や人道法に関する条約についても、類似の指摘をするものとして Stefan Oeter, Inspection in International Law Monitoring Compliance and the Problem of Implementation in International Law, 28 Neth. Y.B. Int'l L. 101, 105 (1997).
- ¹⁹¹ CWCのコントロールをこのように性格づける見解としてDupuy, Droit international public, *supra* note 3, at 585; Sur, *Conclusions générales*, *supra* note 32, at 619.
- ¹⁹² 検証の実際の運用が、制度の性質を変容させることについて、Walter Krutzsch, Article VI of the Chemical Weapons Convention: Past, Present and Future, 50 CBWCB. 5, 7 (Dec. 2000); CWC において、実際に条約違反の主張が条約上の手続の外でなされていることへの懸念の表明として、Opening Statement of the Director-General to the Sixth Conference of the States Parties, para. 30 (14 May, 2001).
- 193 Ronzitti, *supra* note 23, at 262-63.
- 194 このウィーン条約法条約の基本的アプローチは今日の通説でもある。*E.g.*, Paul Reuter, Introduction to the Law of Treaties 35-37 (2d English ed. 1995); Sir Robert Jennings and Sir Arthur Watts, Oppenheim's International Law, Peace 1203 (9th ed. 1992).
- 186 レジームの存在が一般国際法の一体性を脅かしているという明確な問題意識の表明として Dupuy, Droit international public, *supra* note 3, at 21; *see also* Diversity in Secondary Rules and the Unity of International Law (L. A. Barnhoorn & K. C. Wellens eds., 1995).